

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月20日

【発行者名】 D I A Mアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中島 敬雄

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【事務連絡者氏名】 大楽 信雄

【電話番号】 03-3287-3110

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 D I A M D C 8資産バランスファンド（新興国10）
D I A M D C 8資産バランスファンド（新興国20）
D I A M D C 8資産バランスファンド（新興国30）

愛称として「宝船」という名称を用いる場合があります。

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 当初申込期間：
D I A M D C 8資産バランスファンド（新興国10）
1,000万円を上限とします。
D I A M D C 8資産バランスファンド（新興国20）
1,000万円を上限とします。
D I A M D C 8資産バランスファンド（新興国30）
1,000万円を上限とします。

継続申込期間：
D I A M D C 8資産バランスファンド（新興国10）
200億円を上限とします。
D I A M D C 8資産バランスファンド（新興国20）
200億円を上限とします。
D I A M D C 8資産バランスファンド（新興国30）
200億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

D I A M D C 8資産バランスファンド（新興国10）

D I A M D C 8資産バランスファンド（新興国20）

D I A M D C 8資産バランスファンド（新興国30）

（以上を総称して、「D I A M D C 8資産バランスファンド」または「ファンド」という場合、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。また、愛称として「宝船」という名称を用いる場合があります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

信用格付業者から提供され、または閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、または閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関等（後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」または「D I A M」（ダイヤモンド）といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：各ファンドにつき、1,000万円を上限とします。

継続申込期間：各ファンドにつき、200億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

当初申込期間

受益権1口当たり1円とします。

継続申込期間

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示することがあります。）

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

各ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

1口以上1口単位または1円以上1円単位(当初元本1口 = 1円)
収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

(7)【申込期間】

当初申込期間：平成24年9月5日

継続申込期間：平成24年9月6日から平成25年4月11日まで

継続申込期間中は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、フランクフルト証券取引所、香港証券取引所、韓国取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行、フランクフルトの銀行、香港の銀行、韓国の銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」といいます。）には、お申込みの受付を行いません。
継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

- ・委託会社への照会

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(9)【払込期日】

当初申込期間

取得申込者は、当初申込期間中に、買付代金を販売会社に支払うものとします。

当初申込みにかかる申込金額の総額は、販売会社によって、設定日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

継続申込期間

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。
各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社の定める方法により、販売会社に買付代金を支払うものとします。

払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

- ・委託会社への照会

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

- ・株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

ファンドは、収益の分配が行われた場合、収益分配金を無手数料で再投資する「累積投資（自動けいぞく投資）」専用ファンドです。このためお申込みの際、受益権の取得申込者は販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金累積投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。

ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。当初申込期間中のお申込みの受付は、販売会社の営業時間中とし、継続申込期間中のお申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。ただし、継続申込期間中において、海外休業日にはお申込みの受付は行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は、委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

各ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

各ファンドは、追加型株式投資信託に属します。

各ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

各ファンドの信託金の限度額は各々、5,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

<ファンドの特色>

主としてマザーファンド※1への投資を通じて、実質的に国内外の株式、公社債および不動産投資信託証券※2に投資します。

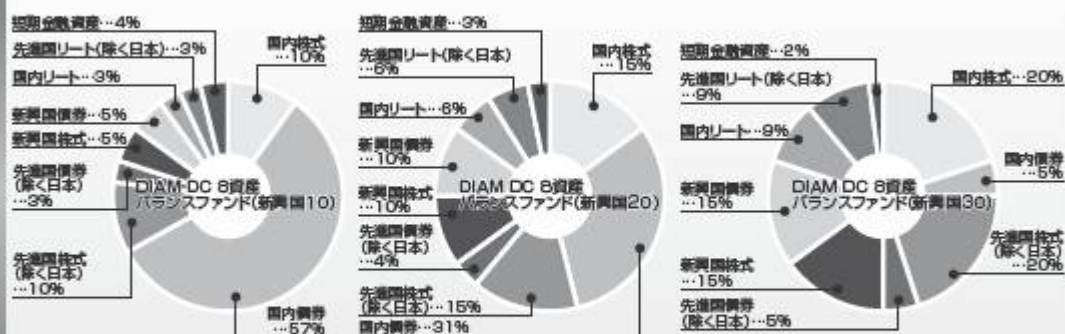
※1 各ファンドが投資するマザーファンドは下記のとおりです。(以下を総称して「マザーファンド」あるいは個別に「各マザーファンド」といいます。)

マザーファンド
国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド
国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
エマージング株式パッシブ・マザーファンド
エマージング債券パッシブ・マザーファンド
J-REITインデックスファンド・マザーファンド
外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

※2 「不動産投資信託証券」(以下「リート(REIT)」)という場合があります。)とは、不動産投資法人または不動産投資信託を総称した一般呼称です。多くの投資者から集めた資金などで、商業施設、マンション、倉庫などの様々な不動産を保有し、そこから生じる賃料収入等などが投資者に分配される商品をいいます。

次に掲げる基本アロケーションによる合成ベンチマークに概ね連動した投資成果をめざして運用を行います。

<基本アロケーション>



※マザーファンドへの投資比率の基本アロケーションからの乖離については、乖離許容範囲を定めてその範囲内に維持するよう運用を行います。なお、時価変動等により乖離許容範囲を超えた場合、リバランスを実施します。

経済環境、運用環境見通しの大きな変更等により委託会社が必要と判断した場合には、基本アロケーションの見直しを行うことがあります。

なお、合成ベンチマークの各資産のベンチマークはそれぞれ以下のとおりです。

資産	ベンチマーク
国内株式	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
国内債券	NOMURA-BP総合
先進国株式(除く日本)	MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)
先進国債券(除く日本)	シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)
新興国株式	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)
新興国債券	JPMorgan・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース・為替ヘッジなし)
国内リート	東証REIT指数(配当込み)
先進国リート(除く日本)	S&P 先進国 REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)
短期金融資産	コールローン(オーバーナイト物)

※合成ベンチマークとは、各資産ごとのベンチマークの騰落率を基本アロケーションに乗じて指数化したものです。

3 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

分配方針

年1回の決算時(毎年1月11日(休業日の場合は翌営業日))に、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- ・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額を分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

商品分類表

D I A M D C 8 資産バランスファンド(新興国10)

D I A M D C 8 資産バランスファンド(新興国20)

D I A M D C 8 資産バランスファンド(新興国30)

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 () 資産複合	

(注) 各ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類定義

単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域

「内外」とは目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産

「資産複合」とは目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

補足分類

「インデックス型」とは目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

D I A M D C 8資産バランスファンド（新興国10）

D I A M D C 8資産バランスファンド（新興国20）

D I A M D C 8資産バランスファンド（新興国30）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本を含む) 日本			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ()	TOPIX
不動産投信	日々 その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし	その他 (合成ベンチマーク)
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、債券、不動 産投信)資産配 分固定型))					
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型					

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注) 各ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分定義

投資対象資産

「その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分固定型））」とは目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として複数の資産（株式、債券、不動産投信）へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

（注）商品分類表の投資対象資産は資産複合に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分固定型））に分類されます。

決算頻度

「年1回」とは目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域

「グローバル（日本を含む）」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態

「ファミリーファンド」とは目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジ

「なし」とは目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

対象インデックス

「その他」とは日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、以下の方法でご確認ください。

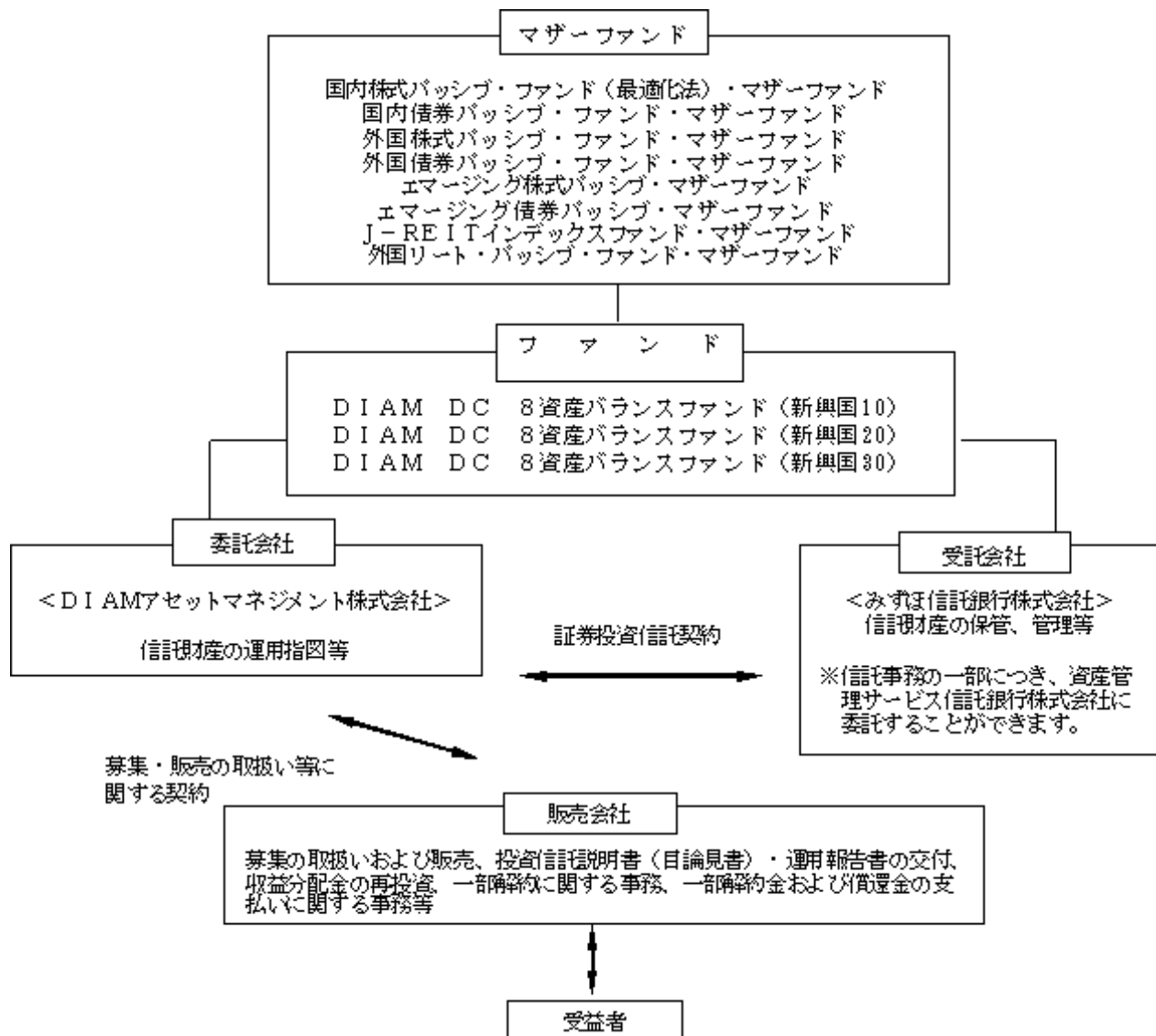
・投資信託協会への照会

ホームページ URL <http://www.toushin.or.jp/>

(2)【ファンドの沿革】

平成24年9月6日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始（予定）

(3)【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

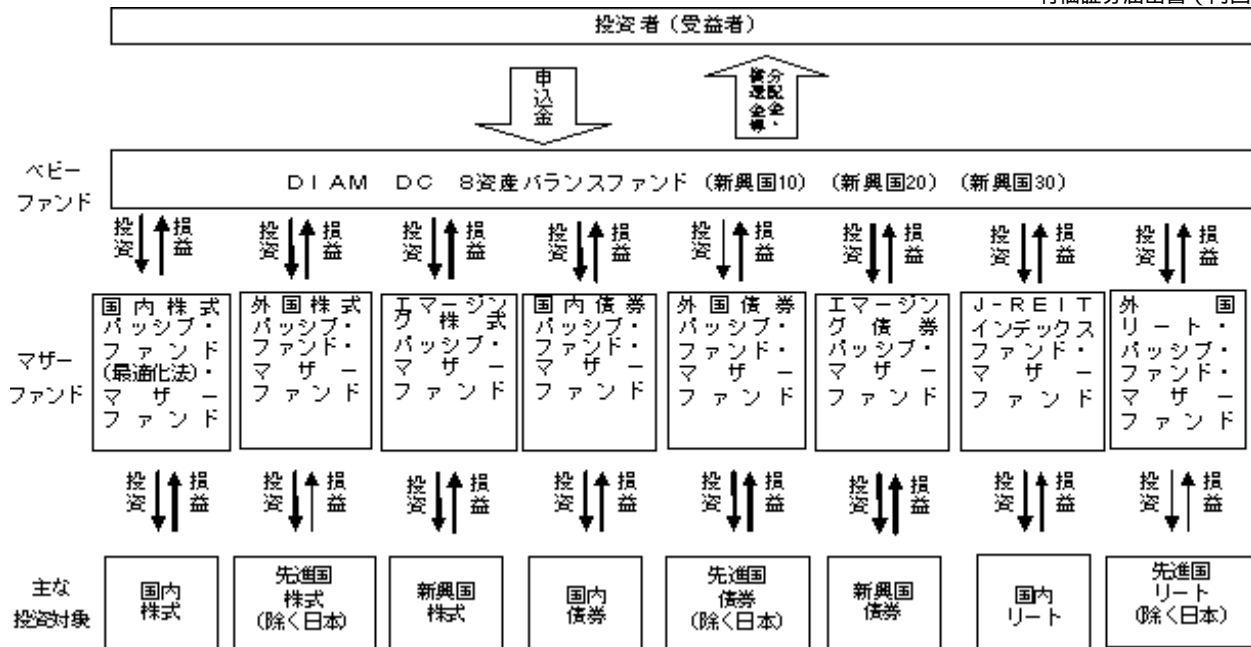
委託会社と受託会社との間においては、ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものであります。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

「ファミリーファンド方式」とは

各ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（各ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



委託会社の概況

名称：D I A Mアセットマネジメント株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

資本金の額

20億円（平成24年5月31日現在）

委託会社の沿革

昭和60年 7月 1日

平成10年 3月31日

平成10年12月 1日

平成11年10月 1日

平成20年 1月 1日

会社設立

「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社及び日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。

「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

（平成24年5月31日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	12,000株	50.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

<投資態度>

主としてマザーファンドへの投資を通じて、実質的に国内外の株式、公社債および不動産投資信託証券に投資します。

次に掲げる基本アロケーションによる合成ベンチマークに概ね連動した投資成果をめざして運用を行います。

<基本アロケーション>

D I A M D C 8資産バランスファンド（新興国10）

国内株式	10%
国内債券	57%
先進国株式（除く日本）	10%
先進国債券（除く日本）	3%
新興国株式	5%
新興国債券	5%
国内不動産投資信託証券	3%
先進国不動産投資信託証券（除く日本）	3%
短期金融資産	4%

D I A M D C 8資産バランスファンド（新興国20）

国内株式	15%
国内債券	31%
先進国株式（除く日本）	15%
先進国債券（除く日本）	4%
新興国株式	10%
新興国債券	10%
国内不動産投資信託証券	6%
先進国不動産投資信託証券（除く日本）	6%
短期金融資産	3%

D I A M D C 8資産バランスファンド（新興国30）

国内株式	20%
国内債券	5%
先進国株式（除く日本）	20%
先進国債券（除く日本）	5%
新興国株式	15%
新興国債券	15%
国内不動産投資信託証券	9%
先進国不動産投資信託証券（除く日本）	9%
短期金融資産	2%

経済環境、運用環境見通しの大きな変更等により委託会社が必要と判断した場合には、基本アロケーションの見直しを行うことがあります。

なお、合成ベンチマークの各資産のベンチマークはそれぞれ以下のとおりです。

国内株式	東証株価指数(T O P I X)(配当込み)
国内債券	N O M U R A - B P I 総合
先進国株式 (除く日本)	M S C I コクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)
先進国債券 (除く日本)	シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)
新興国株式	M S C I エマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)
新興国債券	J P モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース・為替ヘッジなし)
国内不動産 投資信託証券	東証 R E I T 指数(配当込み)
先進国不動産 投資信託証券 (除く日本)	S & P 先進国 R E I T インデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)
短期金融資産	コール・ローン(オーバーナイト物)

マザーファンドへの投資比率の基本アロケーションからの乖離については、乖離許容範囲を定めてその範囲内に維持するよう運用を行います。なお、時価変動等により乖離許容範囲を超えた場合、リバランスを実施します。

実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

上記にかかわらず、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、および純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。)
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形
- b. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

運用の指図範囲等（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてD I A Mアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された証券投資信託である国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド、国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド、外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド、エマージング株式パッシブ・マザーファンド、エマージング債券パッシブ・マザーファンド、J - R E I Tインデックスファンド・マザーファンド、外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド各受益証券のほか次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうち、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～12.の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。)
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
21. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

23. 外国の者に対する権利で22.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、13.および18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から7.までの証券ならびに13.および18.の証券または証書のうち2.から7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。また、「不動産投資信託証券」とは、「投資信託証券」のうち社団法人投資信託協会規則に定めるものをいいます。

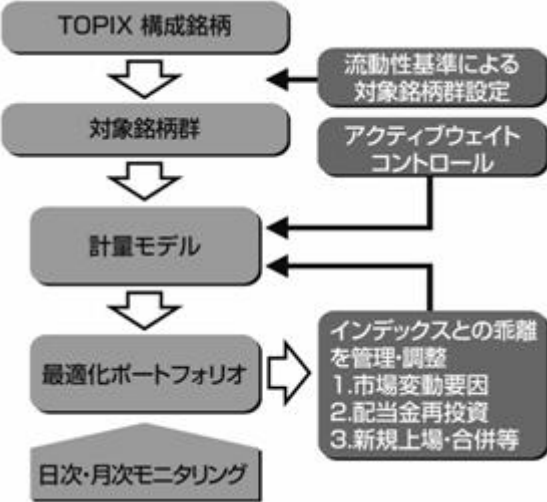
運用の指図範囲等(約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

（参考）各ファンドが投資するマザーファンドの概要

ファンド名	国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主な投資対象	東京証券取引所第1部に上場されている株式を主要投資対象とします。
投資態度	<p>1. 主として東京証券取引所第1部に上場されている株式に投資し、「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>2. 最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。</p> <p>3. 株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>4. 株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。</p> <p>5. 非株式割合は原則として信託財産総額の50%以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の10%以下とします。</p>
	<p>TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所（以下「(株)東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。</p> <p>(株)東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。</p> <p>(株)東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。</p> <p>(株)東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また(株)東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。</p> <p>当マザーファンドはTOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として運用していますが、当マザーファンドの基準価額とTOPIXの指数値の動向が乖離することがあります。</p> <p>当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。</p> <p>(株)東京証券取引所は、当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの購入者又は公衆に対し、当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。</p> <p>(株)東京証券取引所は、当社又は当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。</p> <p>以上の項目に限らず、(株)東京証券取引所は当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。</p>

運用プロセス	<p>1.流動性基準による対象銘柄群設定 マーケットインパクトの低減を図る為、TOPIX採用銘柄のうち、流動性が低い銘柄を除外して投資対象銘柄群を設定します。</p> <p>2.最適化法によるポートフォリオの構築 インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差（アクティブウェイト）を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。</p> <p>3.インデックスとの乖離を管理 日々・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。 インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場変動に伴うもの：推定トラッキングエラーの増加に伴い実施 ・新規上場、合併等に伴うもの：指数に与える影響を勘案し、決定 ・配当金再投資に伴うもの：キャッシュ比率の上昇に伴い実施 
主な投資制限	1. 株式への投資割合には、制限を設けません。

ファンド名	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、NOMURA - B P I 総合に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主な投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	<p>1. 主としてわが国の公社債に投資し、「NOMURA - B P I 総合」に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>2. 公社債（債券先物取引等を含みます。）の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>3. 公社債の組入比率の調整には、債券先物取引等を活用する場合があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>NOMURA - B P I 総合は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。</p> </div>

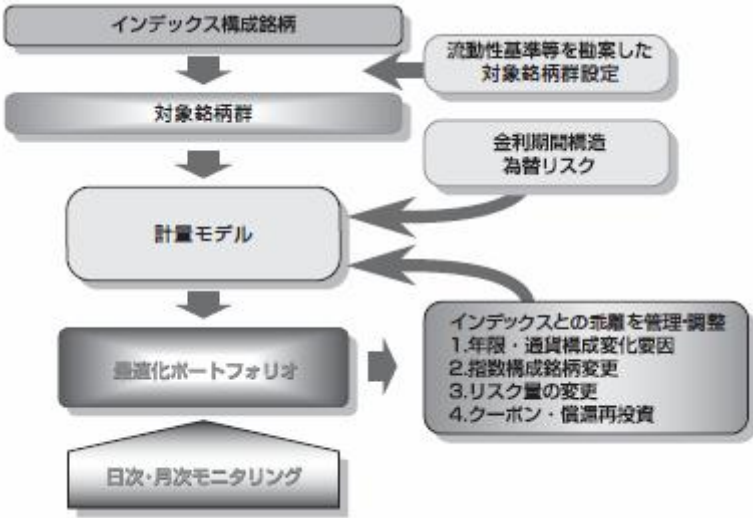
運用プロセス	<p>1.流動性基準等による対象銘柄群設定 NOMURA - B P I 総合構成銘柄のうち、流動性基準等を勘案して投資対象銘柄群を設定します。</p> <p>2.最適化法によるポートフォリオの構築 1) 債券種別・格付けから発生するベンチマーク乖離要因 2) 金利の期間構造、スプレッドの期間構造から発生するベンチマーク乖離要因 1)、2) が最小になると判断されるポートフォリオを構築します。</p> <p>3.インデックスとの乖離を管理 日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。 インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年限構成変化要因 ・ 指数構成銘柄変更 ・ リスク量の変更 ・ クーポン、償還再投資
主な投資制限	<p>1. 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限りします。</p> <p>2. 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>3. 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>4. 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>5. 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p>

ファンド名	外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	海外の株式を主要投資対象とします。

投資態度	<p>1.主に海外の株式に投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>2.株式への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>3.組入外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc. に属しており、また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。</p> </div>
運用プロセス	<p>1.流動性基準による対象銘柄群設定 取引コスト、マーケットインパクトの低減を図る為、MSCIコクサイ・インデックス構成銘柄のうち、流動性が著しく低くかつ時価総額比率が小さい銘柄を除外して投資銘柄群を設定します。</p> <p>2.最適化法によるポートフォリオの構築 インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差（アクティブウェイト）を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。</p> <p>3.インデックスとの乖離を管理 日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合は速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。 インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場変動に伴うもの：推定トラッキングエラーの増加に伴い実施 ・ベンチマーク構成銘柄の変更に伴うもの：四半期に一度の銘柄入替、コーポレートアクションおよび指数構築手法の変更に伴い実施 ・配当金再投資に伴うもの：キャッシュ比率の上昇に伴い実施 <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <pre> graph TD A[MSCI構成銘柄] --> B[対象銘柄群] B --> C[計量モデル] C --> D[最適化ポートフォリオ] D --> E[日次・月次モニタリング] F[流動性基準による対象銘柄群設定] --> B G[アクティブウェイトコントロール] --> C D --> H[インデックスとの乖離を管理・調整 1.市場変動要因 2.指数構成銘柄変更 3.配当金再投資] style F fill:#ccc,stroke:#333 style G fill:#ccc,stroke:#333 style H fill:#333,color:#fff,stroke:#333 </pre> </div>

主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 株式への投資割合には、制限を設けません。 2. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において、原則として信託財産の純資産総額の20%以下とします。 3. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、原則として信託財産の純資産総額の10%以下とします。 4. 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
--------	--

ファンド名	外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	海外の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	<ol style="list-style-type: none"> 1. 主に日本を除く世界主要国の公社債に投資し、「シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）」に連動する投資成果をめざして運用を行います。 2. 外国債券への投資は原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。 3. 外貨建資産については原則為替ヘッジは行いませんが、金利・為替状況によってはヘッジを実施する可能性があります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。</p> <p>シティグループ世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。</p> </div>

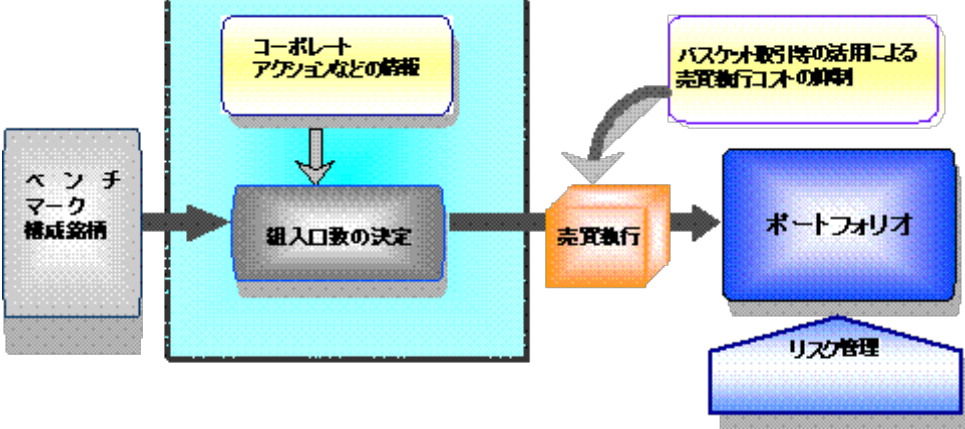
運用プロセス	<p>1.流動性基準等による対象銘柄群設定 シティグループ世界国債インデックス構成銘柄のうち、流動性基準等を勘案して投資対象銘柄群を設定します。</p> <p>2.最適化法によるポートフォリオの構築 金利の期間構造、通貨エクスポージャーから発生するベンチマーク乖離要因が最小となるポートフォリオを構築します。</p> <p>3.インデックスとの乖離を管理 日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理して、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。 インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年限・通貨構成変化要因 ・指数構成銘柄変更 ・リスク量の変更 ・クーポン・償還再投資 
主な投資制限	<p>1.株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限り、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>2.同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>3.同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>4.外貨建資産への投資には、制限を設けません。</p>
ファンド名	エマージング株式パッシブ・マザーファンド
基本方針	<p>この投資信託は、主として海外の証券取引所に上場している株式^(*)に投資し、MSCIEマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>(*)DR（預託証券）もしくは株式と同等の投資効果が得られる権利を表示する証券および証書等を含みます。</p>
主な投資対象	海外の証券取引所に上場している株式を主要投資対象とします。

投資態度	<p>1.主として海外の証券取引所に上場している株式に投資し、MSCIEマージング・マーケット・インデックス（円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>2.原則として、株式の組入比率は高位を維持します。</p> <p>3.外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</p>
	<p>MSCIEマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc. に属しており、また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。</p>
主な投資制限	<p>1.株式への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>2.外貨建資産への投資には、制限を設けません。</p> <p>3.投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>

ファンド名	エマージング債券パッシブ・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、主として新興国の債券に投資し、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース・為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	新興国の公社債を主要投資対象とします。
投資態度	<p>1.主として新興国の債券に投資し、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス（円換算ベース・為替ヘッジなし）の動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>2.原則として、新興国の債券の組入比率は高位を維持します。</p> <p>3.組入債券は、当初組入時において、S&PもしくはMoody'sの外貨建て長期格付がBB-格もしくはBa3格以上を取得している債券とします。但し、両社が格付を付与している場合には、どちらか低い方の格付を基準とします。また、当ファンドが保有する債券の格付が上記基準未滿となった場合は、当該債券を速やかに売却するものとします。</p> <p>4.外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。</p>
	<p>JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。</p>
主な投資制限	<p>1.株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>2.外貨建資産への投資には、制限を設けません。</p> <p>3.投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p>

ファンド名	J-REITインデックスファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、東証REIT指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行いません。
主な投資対象	東京証券取引所に上場し、東証REIT指数に採用されている（または採用予定の）不動産投資信託証券（社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資 態度	<p>1. 東京証券取引所に上場し、東証 R E I T 指数 に採用されている（または採用予定の）不動産投資信託証券を主要投資対象とし、東証 R E I T 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。</p> <p>2. 不動産投資信託証券への投資は、原則として高位を維持することをめざします。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>3. 但し、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときならびに東証 R E I T 指数（配当込み）が改廃されたとき等、やむを得ない事情が発生したときは、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>東証 R E I T 指数の指数値及び東証 R E I T 指数の商標は、株式会社東京証券取引所（以下「㈱東京証券取引所」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証 R E I T 指数に関するすべての権利及び東証 R E I T 指数の商標に関するすべての権利は㈱東京証券取引所が有しています。</p> <p>㈱東京証券取引所は、東証 R E I T 指数の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証 R E I T 指数の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証 R E I T 指数の商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。</p> <p>㈱東京証券取引所は、東証 R E I T 指数の商標の使用もしくは東証 R E I T 指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。</p> <p>㈱東京証券取引所は、東証 R E I T 指数の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また㈱東京証券取引所は、東証 R E I T 指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。</p> <p>当マザーファンドは東証 R E I T 指数の指数値に連動した投資成果を目標として運用を行います。当マザーファンドの基準価額と東証 R E I T 指数の指数値の動向が乖離することがあります。</p> <p>当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。</p> <p>㈱東京証券取引所は、当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの購入者又は公衆に対し、当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。</p> <p>㈱東京証券取引所は、当社又は当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの購入者のニーズを、東証 R E I T 指数の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。</p> <p>以上の項目に限らず、㈱東京証券取引所は当マザーファンド及び当マザーファンドに投資するファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。</p>
----------	--

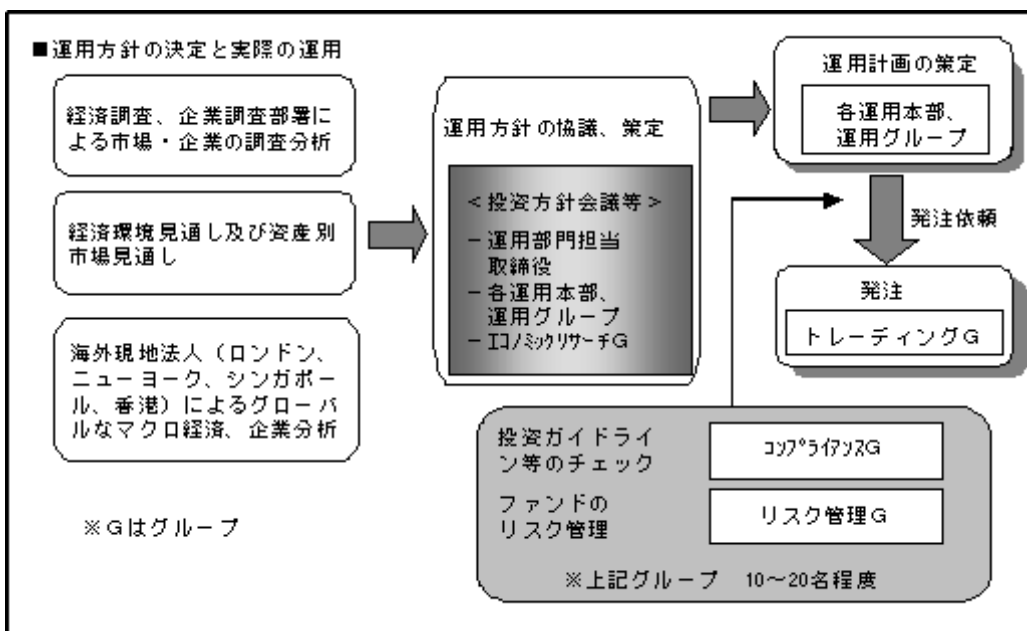
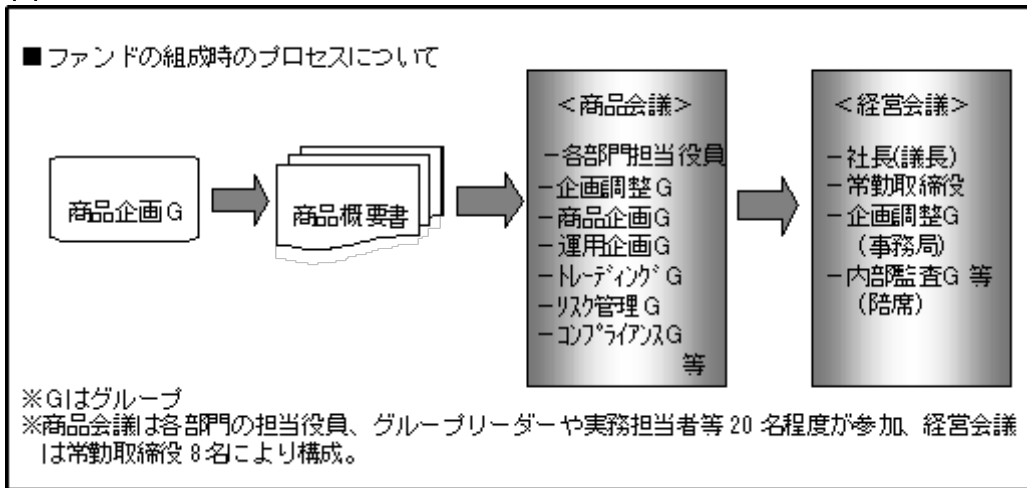
運用プロセス	<p>1.原則としてベンチマーク構成全銘柄をその構成比率で保有します。ベンチマーク構成銘柄および採用予定銘柄を投資対象銘柄とします。</p> <p>2.新規上場、公募増資、第三者割当等ベンチマーク構成の変更情報を事前に取得し、最適な執行方法によりリバランスを実施します。</p> <p>3.配当金入金等によりキャッシュ比率が上昇した場合にもリバランスを実施します。</p> 
主な投資制限	<p>1.投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>2.同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%を超えないものとします。ただし、東証REIT指数採用の不動産投資信託証券の上場時価総額の合計額に占める同一銘柄の不動産投資信託証券の時価総額の割合が30%を超えている場合、当該同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、原則として当該同一銘柄の不動産投資信託証券の時価総額が東証REIT指数採用の不動産投資信託証券の上場時価総額の合計額に占める割合の範囲で投資することができるものとします。</p> <p>3.株式への投資は行いません。</p> <p>4.外貨建資産への投資は行いません。</p>

ファンド名	外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、S & P 先進国 REITインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。
主な投資対象	日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。海外の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券とします。

投資態度	<p>1.主に日本を除く世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、S & P 先進国 R E I Tインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>2.不動産投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>3.外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。ただし、金利・為替状況によってはヘッジを行う場合があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>「Standard & Poor's®」「S&P®」「スタンダード&プアーズ」は、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーが所有する登録商標であり、D I A Mアセットマネジメント株式会社に対して利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは、当ファンドを支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また当ファンドへの投資適合性についていかなる表明・保証・条件付け等するものではありません。</p> <p>当ファンドは、スタンダード&プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）によって支持、保証、販売又は販売促進されるものではありません。S&P は、明示的にも暗示的にも、当ファンドの所有者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または当ファンドに関する投資について、またS&P 先進国 REITインデックスが市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、何ら表明、条件付け又は保証するものではありません。S&P のDIAMアセットマネジメント株式会社（以下、DIAM）に対する唯一の関係は、S&P 及びS&P 先進国 REITインデックスの登録商標についての利用許諾を与えることです。S&P は、S&P 先進国 REITインデックスに関する決定、作成及び計算において、DIAM又は当ファンドの所有者の要求等を考慮に入れずに行います。S&P は当ファンドの販売に関する時期、価格の決定、又は当ファンドを現金に換算する式の決定もしくは計算に責任を負わず、また関わっていません。S&P は、当ファンドの管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を何ら負うものではありません。S&P は、S&P 先進国 REITインデックスの計算及びその元になるデータの正確性や完全性を保証するものではありません。S&P は、S&P 先進国 REITインデックスに含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負いません。S&P は、S&P 先進国 REITインデックス 又はそれらに含まれるデータの使用により、DIAM、当ファンドの所有者又はその他の人や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも保証しません。S&P は、S&P 先進国 REITインデックス又はそれらに含まれるデータに関して、商品性の保証や適合性について何ら保証するものではないことを明示し、かつそれに関して明示もしくは暗示の保証を行いません。以上のことに関わらず、特定の、罰則的、間接的あるいは結果的な損害（利益の損失を含む）について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、S&P が責任を負うことはありません。</p> </div>
主な投資制限	<p>1.投資信託証券への投資割合には制限を設けません。</p> <p>2.外貨建資産への投資割合には制限を設けません。</p> <p>3.株式への直接投資は行いません。</p> <p>4.同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、S & P 先進国 R E I Tインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）における時価の構成割合が30%を超える不動産投資信託証券がある場合には、指数との連動性を維持するために当該不動産投資信託証券をS & P 先進国 R E I Tインデックス（除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし）の構成割合の範囲で組入れることができるものとします。</p>

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3) 【運用体制】



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

<ファンドの組成時のプロセスについて>

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

<運用方針の決定と実際の運用>

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用本部、運用グループの運用担当者、エコノミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。

「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等から得られた情報も参考にされます。個別の有価証券等の発注は、運用部門から独立したトレーディンググループで執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループにて行われます。ファンドのリスク管理や分析については、リスク管理グループにて行われます。

上記体制は平成24年5月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

1. 分配対象額の範囲

経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2. 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

3. 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

(1)信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1)信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2)売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2)上記1)および2)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるこの信託の信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の再投資

収益分配金は、原則として自動的に再投資されます。

販売会社は、自動けいぞく投資約款に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合については、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限）

非株式への実質投資割合については、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2．運用方法（3）投資制限）

投資する株式等の範囲（約款第20条）

(1)委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(2)上記(1)の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲（約款第21条）

(1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(2)上記(1)の信用取引の指図は、次の1.～6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券

4. 売出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図（約款第22条）

(1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

(2)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(3)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（約款第23条）

- (1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (2)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
- (4)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第24条）

- (1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (2)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (3)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (4)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第25条）

- (1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.～2.の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (2)上記(1)1.～2.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (3)委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第26条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図（約款第27条）

- (1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- (2)上記(1)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (3)上記(2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その越える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ（約款第33条）

- (1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

各ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き、為替変動等により影響を受けますが、運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

・資産配分リスク

各ファンドが実質的に投資する各資産の配分比率は、基本アロケーションの比率に準じ、一定範囲内の変動に抑えます。この資産配分が各ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数または全ての資産価値が下落する場合には、各資産の投資成果が各資産のベンチマークと同等あるいはそれ以上のものであったとしても、各ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

- ・ 株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況、または市場の需給や流動性等の影響を受けます。各ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。

- ・ 金利リスク

金利リスクとは、金利の変動を受けて債券・リートの価格が変動するリスクをいいます。一般的に金利が上昇した場合には、債券・リートの価格は下落します。各ファンドは実質的に債券・リートに投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

- ・ リートの価格変動リスク

一般にリートが投資対象とする不動産の価値および当該不動産から得る収入は、国内外の景気、経済、社会情勢等の変化等により変動し、リートの価格および配当は影響を受けることになり、各ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。実質的に投資対象とするリートが、収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には基準価額が下がる要因となります。

リートは、実物資産である建物等を投資対象にしているため、火災、自然災害等に伴う損害を受けた場合は、各ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。リートが投資対象とする建物の用途規制等不動産等にかかる規制の強化や、新たな規制の導入、税制の変更などにより、規制対象となる不動産等の価値が低下する可能性があり、その結果、各ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

- ・ 為替リスク

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。各ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該実質組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。

- ・ 信用リスク

実質的に投資する有価証券等の発行者が経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。またこうした状況に陥ると予想される場合等には、各ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。有価証券等への投資にあたっては、発行者において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じることがあります。また、実質的に投資をするリートが、投資対象とする不動産の収益性悪化または資金繰りの悪化等により、清算される場合には、投資した資金が回収困難になる可能性があります。こうした状況に陥ると予想される場合、当該リートの価格が下落する可能性があります。

- ・ 流動性リスク

流動性リスクとは、市場における売買量の欠如等の理由により、最適な時期で有価証券等の売買ができず機会損失を被るリスクをいいます。市場規模が小さい株式等に投資する場合や、投資したリートによっては、資産規模や取引量が少ないため売却時に市場実勢から期待される価格で売却できなかったり、売買取引が困難となることから、価格の値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

- ・ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対して規制が変更となる場合、または新たな規制が設けられた場合には、基準価額は予想外に下落する場合があります。また、実質的に投資を行う新興国の通貨や有価証券等の発行者が属する国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが為替市場や株式、債券市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も為替市場や株式、債券市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

< 分配金に関する留意点 >

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

< その他の留意点 >

各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

各ファンドは、各マザーファンドへの投資を通じて合成ベンチマークに概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。各マザーファンドが各対象ベンチマーク採用全銘柄を組入れないこと、資金流入から組入銘柄の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と合成ベンチマークが乖離する場合があります。

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、各ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、各ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

資金動向、市場動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

各ファンドは、受益者のため有利と認められる場合、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、マザーファンドのベンチマークである対象ベンチマークが改廃の場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

注意事項

イ．各ファンドは、実質的に株式、債券、不動産投資信託証券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。

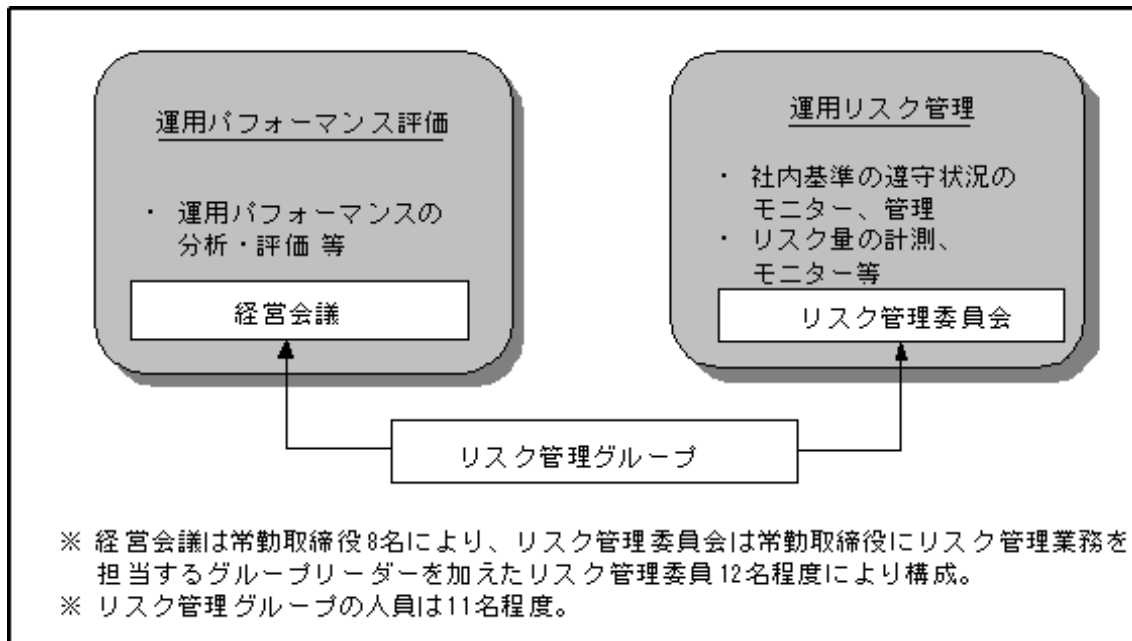
ロ．投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対

象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

八．投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。

二．投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

<運用評価・運用リスク管理体制>



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

上記体制は平成24年5月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。

D I A M D C 8 資産 バランスファンド（新興国10）	純資産総額に対して年率0.33075%（税抜0.315%）	
	内訳	
	委託会社	0.16275%（税抜0.155%）
	販売会社	0.13125%（税抜0.125%）
	受託会社	0.03675%（税抜0.035%）

D I A M D C 8資産 バランスファンド（新興国20）	純資産総額に対して年率0.36225%（税抜0.345%）	
	内訳	
	委託会社	0.1785%（税抜0.17%）
	販売会社	0.147%（税抜0.14%）
	受託会社	0.03675%（税抜0.035%）
D I A M D C 8資産 バランスファンド（新興国30）	純資産総額に対して年率0.39375%（税抜0.375%）	
	内訳	
	委託会社	0.19425%（税抜0.185%）
	販売会社	0.16275%（税抜0.155%）
	受託会社	0.03675%（税抜0.035%）

信託報酬は、日々の基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中より支弁します。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

1. 信託財産留保額

ありません。

2. その他の費用

各ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（休業日の場合は翌営業日。）および毎計算期末または信託終了のとき当該監査費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に各ファンドで負担することになります。

実質的に投資対象とするリートには運用報酬等の費用がかかりますが、投資するリートの銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額等を示すことはできません。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

確定拠出年金の加入者におかれましては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

なお、上記以外の場合の課税の取扱いは下記の通りです。

個人の受益者に対する課税

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金（解約）時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して10%

税金は表に記載の時期に適用されます。

上記の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

上記は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までは10.147%の税率となります。また、平成26年1月1日以降は20.315%の税率となる予定です。

法人の受益者に対する課税

平成24年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および

償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

上記7%の税率は平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間は、7.147%（所得税7.147%（復興特別所得税を含みます。））となります。

また、上記7.147%の税率は平成26年1月1日からは、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））となる予定です。

益金不算入制度、配当控除の適用

益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

上記は、平成24年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の< 収益分配金の課税について >を参照。）

< 収益分配金の課税について >

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

ファンドは平成24年9月6日から運用を開始する予定であるため、有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

該当事項はありません。

(参考)マザーファンドの投資状況等

(1) 投資状況**国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド**

平成24年5月31日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	239,867,990,588	97.11
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		7,144,832,299	2.89
合計（純資産総額）		247,012,822,887	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成24年5月31日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	315,632,717,600	77.64
地方債証券	日本	27,443,233,358	6.75
特殊債券	日本	32,759,744,745	8.06
社債券	日本	28,185,511,340	6.93
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,523,671,795	0.62
合計（純資産総額）		406,544,878,838	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

J - R E I Tインデックスファンド・マザーファンド

平成24年5月31日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	日本	4,676,620,040	98.89
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		52,473,091	1.11
合計（純資産総額）		4,729,093,131	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成24年5月31日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率(%)
株式	米国	141,027,708,412	55.30
	英国	24,182,747,041	9.48
	カナダ	13,512,738,670	5.30
	スイス	10,805,362,044	4.24
	スウェーデン	3,278,911,614	1.29
	デンマーク	1,281,398,618	0.50
	ノルウェー	792,305,750	0.31
	アイルランド	1,702,783,367	0.67
	オランダ	2,809,628,400	1.10
	ベルギー	1,174,706,323	0.46
	ルクセンブルク	474,856,502	0.19
	フランス	9,249,780,580	3.63
	ドイツ	8,926,007,507	3.50
	ポルトガル	198,595,495	0.08
	スペイン	2,677,158,269	1.05
	イタリア	2,142,153,627	0.84
	フィンランド	836,449,462	0.33
	オーストリア	229,239,461	0.09
	ギリシャ	74,916,403	0.03
	香港	3,019,483,095	1.18
	中国	13,430,707	0.01
	シンガポール	2,049,794,085	0.80
	イスラエル	678,261,013	0.27
	オーストラリア	8,793,682,129	3.45
	ニュージーランド	118,438,186	0.05
	パナマ	175,016,307	0.07
	バミューダ諸島	732,206,000	0.29
	オランダ領キュラソー	1,053,583,391	0.41
	ケイマン諸島	251,027,249	0.10
	ガーンジー・チャネル諸島	44,031,798	0.02
	ジャージー・チャネル諸島	754,312,987	0.30
	マン島	81,450,009	0.03
	リベリア	42,489,788	0.02
モーリシャス	33,182,260	0.01	
小計	243,217,836,548	95.38	
投資信託受益証券	シンガポール	68,232,544	0.03
	オーストラリア	753,045,482	0.30
	小計	821,278,026	0.32
投資証券	米国	3,660,094,031	1.44
	英国	297,942,393	0.12
	カナダ	110,034,236	0.04
	オランダ	25,560,001	0.01
	フランス	296,019,249	0.12
	香港	102,223,316	0.04
	小計	4,491,873,225	1.76

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	6,472,520,372	2.54
合 計 (純資産総額)	255,003,508,172	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成24年5月31日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	米国	151,225,236,150	42.40
	英国	28,409,149,763	7.97
	カナダ	10,412,642,140	2.92
	スウェーデン	2,129,937,888	0.60
	デンマーク	3,148,507,593	0.88
	ノルウェー	817,129,455	0.23
	アイルランド	1,885,105,653	0.53
	オランダ	9,413,833,389	2.64
	ベルギー	8,835,603,284	2.48
	フランス	33,645,282,015	9.43
	ドイツ	32,092,837,598	9.00
	スペイン	13,555,805,084	3.80
	イタリア	29,854,751,692	8.37
	フィンランド	2,292,588,617	0.64
	ポーランド	2,345,017,914	0.66
	オーストリア	6,202,233,497	1.74
	シンガポール	1,508,113,767	0.42
	マレーシア	1,745,867,729	0.49
	オーストラリア	5,383,468,148	1.51
	メキシコ	3,025,842,383	0.85
	小計	347,928,953,756	97.56
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		8,708,030,691	2.44
合 計 (純資産総額)		356,636,984,447	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成24年5月31日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	シンガポール	821,095,516	3.35
	オーストラリア	2,752,512,966	11.25
	小計	3,573,608,482	14.60

投資証券	米国	16,461,444,355	67.26
	英国	1,373,265,657	5.61
	カナダ	799,956,375	3.27
	オランダ	308,640,460	1.26
	ベルギー	140,827,842	0.58
	フランス	1,113,524,355	4.55
	ドイツ	36,357,831	0.15
	イタリア	17,995,839	0.07
	ギリシャ	2,868,978	0.01
	香港	445,338,786	1.82
	シンガポール	26,911,808	0.11
	イスラエル	6,188,022	0.03
	ニュージーランド	78,566,433	0.32
	小計	20,811,886,741	85.04
	現金・預金・その他の資産(負債控除後)		88,479,599
合 計 (純資産総額)		24,473,974,821	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

エマージング株式バッシブ・マザーファンド

平成24年5月31日現在

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
-------	----	---------	---------

株式	米国	51,823,292	0.17
	ルクセンブルク	5,994,897	0.02
	ポーランド	373,833,589	1.23
	ハンガリー	76,735,254	0.25
	チェコ	97,417,518	0.32
	トルコ	432,837,414	1.42
	ロシア	1,738,434,719	5.72
	インドネシア	847,978,283	2.79
	フィリピン	269,301,257	0.89
	タイ	641,072,840	2.11
	香港	1,596,247,243	5.25
	韓国	4,569,135,551	15.03
	中国	3,094,587,006	10.18
	台湾	3,252,946,518	10.70
	インド	1,816,067,257	5.97
	マレーシア	1,087,454,901	3.58
	メキシコ	1,233,674,187	4.06
	チリ	544,594,985	1.79
	ペルー	72,291,273	0.24
	ブラジル	3,988,786,826	13.12
	バミューダ諸島	145,823,605	0.48
	ケイマン諸島	822,608,613	2.71
	コロンビア	371,111,751	1.22
	エジプト	114,487,666	0.38
	モロッコ	42,856,528	0.14
	南アフリカ	2,329,704,424	7.66
小計	29,617,807,397	97.41	
投資信託受益証券	米国	925,436,439	3.04
	メキシコ	194,772,612	0.64
	小計	1,120,209,051	3.68
投資証券	トルコ	6,468,085	0.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		338,543,732	1.11
合 計（純資産総額）		30,405,940,800	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

エマージング債券パッシブ・マザーファンド

平成24年5月31日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率(%)
-------	----	---------	---------

国債証券	ブルガリア	176,386,200	0.56
	ハンガリー	555,276,385	1.77
	クロアチア	461,595,188	1.47
	トルコ	3,936,053,712	12.52
	ロシア	4,239,104,097	13.48
	インドネシア	2,042,666,630	6.50
	フィリピン	2,865,652,282	9.11
	メキシコ	4,608,860,129	14.65
	ペルー	1,848,223,534	5.88
	ブラジル	4,669,312,057	14.85
	パナマ	1,555,659,518	4.95
	コロンビア	2,322,899,317	7.39
	南アフリカ	869,179,106	2.76
	小計	30,150,868,155	95.87
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,298,692,180	4.13
合 計（純資産総額）		31,449,560,335	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）投資資産

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成24年5月31日現在

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用 機器	3,165,600	2,998.86	9,493,196,500	3,040.00	9,623,424,000	3.90
2	三菱UFJフ ィナンシャル G	株式	日本	銀行業	18,238,900	378.45	6,902,601,800	340.00	6,201,226,000	2.51
3	本田技研	株式	日本	輸送用 機器	2,059,500	2,758.37	5,680,858,400	2,512.00	5,173,464,000	2.09
4	キヤノン	株式	日本	電気機 器	1,516,400	3,399.37	5,154,804,500	3,150.00	4,776,660,000	1.93
5	三井住友フ ィナンシャルG	株式	日本	銀行業	1,829,300	2,533.56	4,634,646,298	2,289.00	4,187,267,700	1.70
6	日本電信電話	株式	日本	情報・ 通信業	1,109,500	3,763.43	4,175,527,000	3,380.00	3,750,110,000	1.52
7	みずほフ ィナンシャルG	株式	日本	銀行業	30,988,900	120.94	3,747,804,600	115.00	3,563,723,500	1.44
8	ファナック	株式	日本	電気機 器	254,200	13,020.95	3,309,925,000	13,520.00	3,436,784,000	1.39
9	武田薬品	株式	日本	医薬品	957,700	3,343.42	3,201,990,500	3,275.00	3,136,467,500	1.27
10	三菱商事	株式	日本	卸売業	1,754,700	1,782.24	3,127,295,000	1,535.00	2,693,464,500	1.09
11	ソフトバンク	株式	日本	情報・ 通信業	1,091,500	2,176.59	2,375,749,900	2,450.00	2,674,175,000	1.08
12	日本たばこ産 業	株式	日本	食料品	6,064	409,587.15	2,483,736,500	437,000.00	2,649,968,000	1.07
13	日立	株式	日本	電気機 器	5,624,000	433.71	2,439,188,000	449.00	2,525,176,000	1.02
14	エヌ・ティ・ ティ・ドコモ	株式	日本	情報・ 通信業	19,852	136,713.44	2,714,035,200	125,100.00	2,483,485,200	1.01

15	セブン&アイ・HLDGS	株式	日本	小売業	1,007,800	2,185.14	2,202,184,800	2,359.00	2,377,400,200	0.96
16	日産自動車	株式	日本	輸送用機器	3,105,600	758.45	2,355,441,035	758.00	2,354,044,800	0.95
17	三井物産	株式	日本	卸売業	2,079,800	1,310.44	2,725,455,400	1,104.00	2,296,099,200	0.93
18	小松製作所	株式	日本	機械	1,192,300	2,189.91	2,611,033,900	1,878.00	2,239,139,400	0.91
19	三菱地所	株式	日本	不動産業	1,686,000	1,269.89	2,141,027,000	1,219.00	2,055,234,000	0.83
20	東日本旅客鉄道	株式	日本	陸運業	424,500	4,906.02	2,082,606,500	4,665.00	1,980,292,500	0.80
21	信越化学	株式	日本	化学	458,500	4,157.36	1,906,147,500	4,030.00	1,847,755,000	0.75
22	KDDI	株式	日本	情報・通信業	3,739	481,379.11	1,799,876,500	484,500.00	1,811,545,500	0.73
23	アステラス製薬	株式	日本	医薬品	567,600	3,203.83	1,818,493,500	3,080.00	1,748,208,000	0.71
24	伊藤忠	株式	日本	卸売業	1,922,300	885.34	1,701,885,700	859.00	1,651,255,700	0.67
25	ソニー	株式	日本	電気機器	1,522,900	1,485.85	2,262,799,000	1,050.00	1,599,045,000	0.65
26	東京海上HD	株式	日本	保険業	914,600	2,002.03	1,831,053,800	1,707.00	1,561,222,200	0.63
27	東芝	株式	日本	電気機器	5,139,000	318.20	1,635,207,000	295.00	1,516,005,000	0.61
28	国際石油開発帝石	株式	日本	鉱業	3,325	503,886.92	1,675,424,000	453,000.00	1,506,225,000	0.61
29	三菱電機	株式	日本	電気機器	2,441,000	669.64	1,634,590,000	617.00	1,506,097,000	0.61
30	住友商事	株式	日本	卸売業	1,422,200	1,148.10	1,632,821,900	1,053.00	1,497,576,600	0.61

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成24年5月31日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	電気機器	12.74
	輸送用機器	10.38
	銀行業	9.10
	情報・通信業	6.30
	化学	5.71
	卸売業	5.50
	医薬品	4.94
	機械	4.91
	小売業	4.41
	陸運業	4.05
	食料品	3.85
	電気・ガス業	2.93
	不動産業	2.39
	建設業	2.33
	保険業	2.06
	サービス業	1.93
	鉄鋼	1.67
	その他製品	1.44
	精密機器	1.42
	非鉄金属	1.10
証券、商品先物取引業	0.99	
ガラス・土石製品	0.99	

繊維製品	0.91
その他金融業	0.80
石油・石炭製品	0.78
ゴム製品	0.77
鉱業	0.69
金属製品	0.67
海運業	0.39
パルプ・紙	0.33
空運業	0.28
倉庫・運輸関連業	0.23
水産・農林業	0.10
合計	97.11

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成24年5月31日現在

順位	銘柄名	種類	国名	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還 期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
1	313回利付 国庫債券 (10年)	国債 証券	日本	5,500,000,000	103.75	5,706,305,000	105.10	5,780,445,000	1.30	2021/ 3/20	1.42
2	81回利付 国庫債券(5 年)	国債 証券	日本	5,700,000,000	101.41	5,780,610,000	101.25	5,771,364,000	0.80	2014/ 3/20	1.42
3	285回利付 国庫債券 (10年)	国債 証券	日本	5,000,000,000	106.82	5,341,150,000	107.09	5,354,700,000	1.70	2017/ 3/20	1.32
4	75回利付 国庫債券(5 年)	国債 証券	日本	4,600,000,000	101.56	4,671,852,000	101.29	4,659,524,000	1.10	2013/ 9/20	1.15
5	310回利付 国庫債券 (10年)	国債 証券	日本	4,500,000,000	101.69	4,576,005,000	103.00	4,634,910,000	1.00	2020/ 9/20	1.14
6	317回利付 国庫債券 (10年)	国債 証券	日本	4,500,000,000	101.50	4,567,320,000	103.00	4,634,820,000	1.10	2021/ 9/20	1.14
7	293回利付 国庫債券 (10年)	国債 証券	日本	4,200,000,000	108.22	4,545,114,000	108.71	4,565,820,000	1.80	2018/ 6/20	1.12
8	305回利付 国庫債券 (10年)	国債 証券	日本	4,300,000,000	104.73	4,503,390,000	105.78	4,548,454,000	1.30	2019/ 12/20	1.12
9	97回利付 国庫債券(5 年)	国債 証券	日本	4,500,000,000	100.49	4,522,140,000	101.00	4,545,180,000	0.40	2016/ 6/20	1.12
10	286回利付 国庫債券 (10年)	国債 証券	日本	4,100,000,000	107.55	4,409,618,000	107.85	4,422,014,000	1.80	2017/ 6/20	1.09
11	312回利付 国庫債券 (10年)	国債 証券	日本	4,200,000,000	103.13	4,331,502,000	104.45	4,386,984,000	1.20	2020/ 12/20	1.08
12	296回利付 国庫債券 (10年)	国債 証券	日本	4,000,000,000	106.38	4,255,120,000	107.02	4,280,720,000	1.50	2018/ 9/20	1.05
13	306回利付 国庫債券 (10年)	国債 証券	日本	4,000,000,000	105.36	4,214,240,000	106.47	4,258,800,000	1.40	2020/ 3/20	1.05
14	315回利付 国庫債券 (10年)	国債 証券	日本	4,000,000,000	102.62	4,104,960,000	104.03	4,161,240,000	1.20	2021/ 6/20	1.02
15	321回利付 国庫債券 (10年)	国債 証券	日本	4,000,000,000	101.45	4,057,835,000	101.63	4,065,240,000	1.00	2022/ 3/20	1.00
16	93回利付 国庫債券(5 年)	国債 証券	日本	4,000,000,000	100.97	4,038,670,000	101.38	4,055,080,000	0.50	2015/ 12/20	1.00
17	88回利付 国庫債券(5 年)	国債 証券	日本	4,000,000,000	101.00	4,040,095,000	101.11	4,044,520,000	0.50	2015/ 3/20	0.99
18	99回利付 国庫債券(5 年)	国債 証券	日本	4,000,000,000	100.41	4,016,280,000	100.98	4,039,200,000	0.40	2016/ 9/20	0.99

19	9 2 回 利付 国庫債券（5 年）	国債 証券	日本	4,000,000,000	100.30	4,011,980,000	100.64	4,025,600,000	0.30	2015/ 9/20	0.99
20	1 0 2 回 利 付国庫債券 （5年）	国債 証券	日本	4,000,000,000	100.02	4,000,840,000	100.50	4,019,800,000	0.30	2016/ 12/20	0.99
21	2 8 8 回 利 付国庫債券 （10年）	国債 証券	日本	3,600,000,000	107.19	3,858,984,000	107.58	3,872,808,000	1.70	2017/ 9/20	0.95
22	8 7 回 利付 国庫債券（5 年）	国債 証券	日本	3,800,000,000	100.95	3,835,948,000	101.02	3,838,570,000	0.50	2014/ 12/20	0.94
23	8 9 回 利付 国庫債券（5 年）	国債 証券	日本	3,800,000,000	100.64	3,824,470,000	100.91	3,834,580,000	0.40	2015/ 6/20	0.94
24	2 8 9 回 利 付国庫債券 （10年）	国債 証券	日本	3,400,000,000	106.18	3,610,256,000	106.69	3,627,460,000	1.50	2017/ 12/20	0.89
25	2 8 2 回 利 付国庫債券 （10年）	国債 証券	日本	3,400,000,000	106.34	3,615,458,000	106.55	3,622,598,000	1.70	2016/ 9/20	0.89
26	2 9 9 回 利 付国庫債券 （10年）	国債 証券	日本	3,400,000,000	105.05	3,571,718,000	105.78	3,596,384,000	1.30	2019/ 3/20	0.88
27	8 5 回 利付 国庫債券（5 年）	国債 証券	日本	3,500,000,000	101.43	3,550,085,000	101.37	3,548,090,000	0.70	2014/ 9/20	0.87
28	7 8 回 利付 国庫債券（5 年）	国債 証券	日本	3,500,000,000	101.44	3,550,400,000	101.23	3,543,190,000	0.90	2013/ 12/20	0.87
29	1 0 3 回 利 付国庫債券 （5年）	国債 証券	日本	3,500,000,000	100.36	3,512,535,000	100.43	3,514,910,000	0.30	2017/ 3/20	0.86
30	2 9 7 回 利 付国庫債券 （10年）	国債 証券	日本	3,200,000,000	105.71	3,382,592,000	106.41	3,405,184,000	1.40	2018/ 12/20	0.84

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成24年5月31日現在

種類	投資比率（%）
国債証券	77.64
地方債証券	6.75
特殊債券	8.06
社債券	6.93
合計	99.38

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

J-REITインデックスファンド・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成24年5月31日現在

順位	銘柄名	種類	国名	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	日本ビルファンド投資法人	投資証券	日本	846	778,006.31	658,193,337	715,000.00	604,890,000	12.79
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	投資証券	日本	758	741,302.02	561,906,934	692,000.00	524,536,000	11.09
3	日本リテールファンド投資法人	投資証券	日本	2,595	123,835.36	321,352,764	123,300.00	319,963,500	6.77
4	ユナイテッド・アーバン投資法人	投資証券	日本	2,903	92,166.42	267,559,121	84,700.00	245,884,100	5.20
5	森トラスト総合リート投資法人	投資証券	日本	334	757,417.84	252,977,557	669,000.00	223,446,000	4.72
6	日本プライムリアルティ投資法人	投資証券	日本	987	217,483.64	214,656,350	223,800.00	220,890,600	4.67
7	アドバンス・レジデンス投資法人	投資証券	日本	1,518	159,214.48	241,687,585	144,600.00	219,502,800	4.64
8	野村不動産オフィスファンド投資法人	投資証券	日本	421	493,486.99	207,758,021	437,000.00	183,977,000	3.89
9	フロンティア不動産投資法人	投資証券	日本	268	706,557.19	189,357,326	671,000.00	179,828,000	3.80
10	日本ロジスティクスファンド投資法人	投資証券	日本	204	715,525.20	145,967,140	695,000.00	141,780,000	3.00
11	オリックス不動産投資法人	投資証券	日本	393	388,201.84	152,563,323	350,000.00	137,550,000	2.91
12	日本アコモデーションファンド投資法人	投資証券	日本	269	567,474.01	152,650,508	511,000.00	137,459,000	2.91
13	大和ハウス・レジデンシャル投資法人	投資証券	日本	222	522,761.14	116,052,974	534,000.00	118,548,000	2.51
14	ジャパンエクセレント投資法人	投資証券	日本	260	410,133.97	106,634,832	418,000.00	108,680,000	2.30
15	大和証券オフィス投資法人	投資証券	日本	546	239,575.68	130,808,324	194,500.00	106,197,000	2.25
16	森ヒルズリート投資法人	投資証券	日本	320	285,843.29	91,469,853	318,500.00	101,920,000	2.16
17	ケネディクス不動産投資法人	投資証券	日本	396	283,304.09	112,188,420	257,200.00	101,851,200	2.15
18	福岡リート投資法人	投資証券	日本	170	568,989.79	96,728,265	566,000.00	96,220,000	2.03
19	産業ファンド投資法人	投資証券	日本	194	434,116.28	84,218,559	486,500.00	94,381,000	2.00
20	トップリート投資法人	投資証券	日本	214	446,193.85	95,485,483	440,000.00	94,160,000	1.99
21	東急リアル・エステート投資法人	投資証券	日本	234	470,483.07	110,093,038	391,500.00	91,611,000	1.94
22	野村不動産レジデンシャル投資法人	投資証券	日本	208	412,084.62	85,713,601	390,000.00	81,120,000	1.72
23	プレミア投資法人	投資証券	日本	272	309,898.57	84,292,412	289,600.00	78,771,200	1.67
24	グローバル・ワン不動産投資法人	投資証券	日本	134	631,923.02	84,677,685	511,000.00	68,474,000	1.45
25	日本賃貸住宅投資法人	投資証券	日本	1,837	35,388.89	65,009,388	36,500.00	67,050,500	1.42
26	M I Dリート投資法人	投資証券	日本	253	220,434.78	55,769,999	210,200.00	53,180,600	1.12
27	ジャパン・ホテル・リート投資法人	投資証券	日本	2,566	17,963.64	46,094,698	20,350.00	52,218,100	1.10

28	積水ハウス・S I 投資法人	投資証券	日本	159	337,110.78	53,600,614	328,000.00	52,152,000	1.10
29	阪急リート投資法人	投資証券	日本	118	397,017.43	46,848,057	358,500.00	42,303,000	0.89
30	平和不動産リート投資法人	投資証券	日本	961	45,511.41	43,736,463	43,300.00	41,611,300	0.88

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成24年5月31日現在

種類	投資比率 (%)
投資証券	98.89
合計	98.89

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成24年5月31日現在

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	APPLE INC	株式	米国	コンピ ュータ ・周辺 機器	143,996	40,410.34	5,818,927,820	45,708.10	6,581,783,049	2.58
2	EXXON MOBIL CORP	株式	米国	石油・ ガス・ 消耗燃 料	742,822	6,673.48	4,957,206,824	6,297.03	4,677,570,042	1.83
3	INTL BUSINESS MACHINES CORP	株式	米国	情報技 術サー ビス	184,373	15,186.35	2,799,953,230	15,352.31	2,830,551,009	1.11
4	MICROSOFT CORP	株式	米国	ソフト ウェア	1,167,185	2,385.36	2,784,151,200	2,315.51	2,702,631,807	1.06
5	GENERAL ELECTRIC CO	株式	米国	コング ロマリ ット	1,638,299	1,496.13	2,451,107,899	1,502.64	2,461,768,367	0.97
6	AT&T INC	株式	米国	各種電 気通信 サービ ス	915,231	2,383.46	2,181,417,241	2,670.65	2,444,264,233	0.96
7	CHEVRON CORP	株式	米国	石油・ ガス・ 消耗燃 料	305,279	8,389.38	2,561,100,819	7,704.96	2,352,162,362	0.92
8	NESTLE SA-REGISTERED	株式	スイ ス	食品	510,199	4,412.12	2,251,060,564	4,502.91	2,297,381,199	0.90

9	PFIZER INC	株式	米国	医薬品	1,204,427	1,686.67	2,031,468,005	1,739.40	2,094,976,470	0.82
10	PROCTER & GAMBLE CO	株式	米国	家庭用品	425,838	5,084.33	2,165,100,882	4,918.29	2,094,396,651	0.82
11	JOHNSON & JOHNSON	株式	米国	医薬品	424,457	5,092.40	2,161,505,322	4,909.61	2,083,919,690	0.82
12	WELLS FARGO & CO	株式	米国	商業銀行	774,452	2,406.49	1,863,709,920	2,501.76	1,937,496,133	0.76
13	COCA-COLA CO/THE	株式	米国	飲料	315,069	5,457.24	1,719,406,123	5,923.74	1,866,385,326	0.73
14	GOOGLE INC	株式	米国	インターネットソフトウェア・サービス	39,898	48,063.22	1,917,626,489	46,423.11	1,852,189,307	0.73
15	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	株式	米国	タバコ	266,029	6,454.02	1,716,957,564	6,698.73	1,782,056,337	0.70
16	HSBC HOLDINGS PLC	株式	英国	商業銀行	2,787,867	683.00	1,904,125,467	614.82	1,714,047,122	0.67
17	VODAFONE GROUP PLC	株式	英国	無線通信サービス	7,701,822	212.33	1,635,320,234	209.79	1,615,726,574	0.63
18	INTEL CORP	株式	米国	半導体・半導体製造装置	773,812	2,112.10	1,634,371,032	2,062.18	1,595,739,321	0.63
19	JPMORGAN CHASE & CO	株式	米国	各種金融サービス	589,197	2,977.65	1,754,425,104	2,601.20	1,532,621,122	0.60
20	WAL-MART STORES INC	株式	米国	食品・生活必需品小売り	291,019	4,917.08	1,430,964,252	5,164.52	1,502,974,843	0.59
21	NOVARTIS AG-REG SHS	株式	スイス	医薬品	356,187	4,206.46	1,498,285,445	4,108.70	1,463,466,952	0.57
22	VERIZON COMM INC	株式	米国	各種電気通信サービス	437,899	3,012.04	1,318,969,681	3,268.87	1,431,433,328	0.56
23	BP PLC	株式	英国	石油・ガス・消耗燃料	2,933,812	599.99	1,760,254,619	486.36	1,426,900,920	0.56
24	MERCK & CO. INC.	株式	米国	医薬品	470,825	3,013.76	1,418,952,040	2,951.61	1,389,690,837	0.54
25	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	株式	英国	石油・ガス・消耗燃料	566,184	2,838.18	1,606,931,724	2,428.16	1,374,783,841	0.54
26	GLAXOSMITHKLINE PLC	株式	英国	医薬品	782,161	1,757.93	1,374,986,939	1,720.53	1,345,731,387	0.53
27	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	株式	スイス	医薬品	108,767	13,149.79	1,430,263,693	12,362.69	1,344,652,486	0.53
28	PEPSICO INC	株式	米国	飲料	243,386	5,036.07	1,225,709,610	5,383.92	1,310,371,337	0.51
29	ORACLE CORP	株式	米国	ソフトウェア	623,345	2,222.80	1,385,568,677	2,065.34	1,287,417,118	0.50

30	BHP BILLITON LTD	株式	オーストラリア	金属・鉱業	498,129	2,752.84	1,371,271,233	2,462.29	1,226,538,952	0.48
----	------------------	----	---------	-------	---------	----------	---------------	----------	---------------	------

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成24年5月31日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	石油・ガス・消耗燃料	9.76
	商業銀行	6.83
	医薬品	6.65
	保険	3.83
	コンピュータ・周辺機器	3.30
	金属・鉱業	3.24
	各種電気通信サービス	3.08
	食品	2.89
	化学	2.81
	メディア	2.60
	ソフトウェア	2.52
	飲料	2.47
	情報技術サービス	2.42
	食品・生活必需品小売り	2.32
	コングロマリット	2.16
	各種金融サービス	2.01
	電力	1.86
	タバコ	1.81
	機械	1.78
	航空宇宙・防衛	1.78
	ホテル・レストラン・レジャー	1.72
	資本市場	1.70
	半導体・半導体製造装置	1.62
	家庭用品	1.56
	専門小売り	1.55
	エネルギー設備・サービス	1.48
	総合公益事業	1.39
	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.38
	ヘルスケア機器・用品	1.30
	通信機器	1.27
	インターネットソフトウェア・サービス	1.11
	繊維・アパレル・贅沢品	1.02
	バイオテクノロジー	0.99
	無線通信サービス	0.89
自動車	0.89	
陸運・鉄道	0.87	
電気設備	0.74	
複合小売り	0.67	
不動産管理・開発	0.61	

インターネット販売・カタログ販売	0.59
航空貨物・物流サービス	0.57
消費者金融	0.52
商業サービス・用品	0.42
専門サービス	0.40
自動車部品	0.38
建設・土木	0.36
電子装置・機器・部品	0.31
ライフサイエンス・ツール/サービス	0.29
建設資材	0.28
パーソナル用品	0.26
商社・流通業	0.25
家庭用耐久財	0.18
建設関連製品	0.17
紙製品・林産品	0.17
ガス	0.17
運送インフラ	0.16
容器・包装	0.16
独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.15
販売	0.12
旅客航空輸送業	0.10
水道	0.09
海運業	0.09
レジャー用品	0.07
貯蓄・抵当・不動産金融	0.06
ヘルスケア・テクノロジー	0.06
事務用電子機器	0.06
各種消費者サービス	0.04
株式 計	95.38
投資信託受益証券	0.32
投資証券	1.76
合計	97.46

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

[次へ](#)

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成24年5月31日現在

順位	銘柄名	種類	国名	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還 期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
1	US T N/B 4.0 02/15/14	国債 証券	米国	3,156,800,000	107.34	3,388,351,280	106.35	3,357,162,096	4.00	2014/ 2/15	0.94
2	US T N/B 4.25 11/15/13	国債 証券	米国	3,156,800,000	106.84	3,372,567,280	105.82	3,340,399,488	4.25	2013/ 11/15	0.94
3	US T N/B 1.0 07/15/13	国債 証券	米国	3,156,800,000	101.04	3,189,693,856	100.86	3,184,043,184	1.00	2013/ 7/15	0.89
4	US T N/B 4.75 05/15/14	国債 証券	米国	2,762,200,000	109.84	3,033,862,370	108.70	3,002,483,778	4.75	2014/ 5/15	0.84
5	US T N/B 4.25 08/15/13	国債 証券	米国	2,762,200,000	105.88	2,924,672,604	104.84	2,895,862,858	4.25	2013/ 8/15	0.81
6	US T N/B 0.125 08/31/13	国債 証券	米国	2,762,200,000	99.79	2,756,371,758	99.89	2,759,051,092	0.13	2013/ 8/31	0.77
7	US T N/B 3.5 05/31/13	国債 証券	米国	2,525,440,000	104.25	2,632,846,963	103.28	2,608,198,669	3.50	2013/ 5/31	0.73
8	US T N/B 4.25 11/15/14	国債 証券	米国	2,367,600,000	110.55	2,617,287,096	109.56	2,593,895,208	4.25	2014/ 11/15	0.73
9	US T N/B 2.625 06/30/14	国債 証券	米国	2,367,600,000	105.34	2,494,006,164	104.89	2,483,280,936	2.63	2014/ 6/30	0.70
10	US T N/B 4.25 08/15/14	国債 証券	米国	2,209,760,000	109.66	2,423,134,426	108.65	2,400,948,435	4.25	2014/ 8/15	0.67
11	US T N/B 0.5 10/15/13	国債 証券	米国	2,367,600,000	100.37	2,376,289,092	100.34	2,375,626,164	0.50	2013/ 10/15	0.67
12	US T N/B 2.375 09/30/14	国債 証券	米国	2,209,760,000	105.16	2,323,695,226	104.80	2,315,740,090	2.38	2014/ 9/30	0.65
13	US T N/B 3.25 06/30/16	国債 証券	米国	1,973,000,000	110.76	2,185,235,610	110.80	2,186,005,080	3.25	2016/ 6/30	0.61
14	DEUTSCHLAND 4.25 01/04/14	国債 証券	ドイツ	1,952,400,000	107.46	2,097,951,420	106.77	2,084,577,480	4.25	2014/ 1/4	0.58
15	US T N/B 2.25 01/31/15	国債 証券	米国	1,973,000,000	105.23	2,076,128,710	105.01	2,071,867,030	2.25	2015/ 1/31	0.58
16	US T N/B 2.125 11/30/14	国債 証券	米国	1,973,000,000	104.72	2,066,086,140	104.44	2,060,620,930	2.13	2014/ 11/30	0.58
17	US T N/B 4.625 02/15/17	国債 証券	米国	1,736,240,000	118.23	2,052,754,974	118.33	2,054,458,067	4.63	2017/ 2/15	0.58
18	US T N/B 1.75 03/31/14	国債 証券	米国	1,973,000,000	103.04	2,032,880,550	102.70	2,026,172,350	1.75	2014/ 3/31	0.57

19	US T N/B 0.75 12/15/13	国債 証券	米国	1,973,000,000	100.83	1,989,336,440	100.75	1,987,856,690	0.75	2013/ 12/15	0.56
20	US T N/B 2.375 02/28/15	国債 証券	米国	1,815,160,000	105.80	1,920,366,674	105.46	1,914,267,736	2.38	2015/ 2/28	0.54
21	FRANCE OAT 4.0 10/25/14	国債 証券	フラン ス	1,757,160,000	107.80	1,894,156,589	108.22	1,901,598,552	4.00	2014/ 10/25	0.53
22	US T N/B 3.625 02/15/20	国債 証券	米国	1,578,400,000	115.22	1,818,600,912	118.11	1,864,232,456	3.63	2020/ 2/15	0.52
23	US T N/B 3.75 11/15/18	国債 証券	米国	1,578,400,000	115.63	1,825,025,000	117.83	1,859,797,152	3.75	2018/ 11/15	0.52
24	US T N/B 2.625 11/15/20	国債 証券	米国	1,657,320,000	106.89	1,771,509,348	110.20	1,826,350,067	2.63	2020/ 11/15	0.51
25	DEUTSCHLAND 3.75 01/04/15	国債 証券	ドイ ツ	1,659,540,000	109.53	1,817,694,162	109.58	1,818,440,955	3.75	2015/ 1/4	0.51
26	DEUTSCHLAND 4.25 07/04/14	国債 証券	ドイ ツ	1,659,540,000	109.27	1,813,296,381	108.85	1,806,409,290	4.25	2014/ 7/4	0.51
27	FRANCE OAT 3.25 04/25/16	国債 証券	フラン ス	1,659,540,000	106.56	1,768,405,824	108.41	1,799,157,100	3.25	2016/ 4/25	0.50
28	FRANCE OAT 3.0 10/25/15	国債 証券	フラン ス	1,659,540,000	105.50	1,750,881,082	107.14	1,778,047,751	3.00	2015/ 10/25	0.50
29	US T N/B 3.25 12/31/16	国債 証券	米国	1,578,400,000	111.42	1,758,669,064	111.77	1,764,098,760	3.25	2016/ 12/31	0.49
30	US T N/B 3.0 02/28/17	国債 証券	米国	1,578,400,000	110.38	1,742,269,488	110.85	1,749,672,184	3.00	2017/ 2/28	0.49

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成24年5月31日現在

種類	投資比率 (%)
国債証券	97.56
合計	97.56

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成24年5月31日現在

順位	銘柄名	種類	国名	口数	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資 証券	米国	158,881	9,209.42	1,463,201,916	11,536.53	1,832,934,724	7.49
2	PUBLIC STORAGE	投資 証券	米国	73,756	9,030.76	666,072,691	10,455.32	771,142,700	3.15
3	WESTFIELD GROUP	投資 信託 受益 証券	オース トラ リア	1,098,514	649.98	714,009,176	697.28	765,971,183	3.13
4	EQUITY RESIDENTIAL	投資 証券	米国	155,764	4,652.75	724,730,479	4,780.18	744,580,643	3.04
5	VENTAS INC	投資 証券	米国	149,888	4,199.83	629,504,283	4,565.52	684,316,962	2.80
6	HCP INC	投資 証券	米国	212,458	2,958.02	628,454,755	3,201.78	680,244,710	2.78
7	BOSTON PROPERTIES INC	投資 証券	米国	76,927	8,207.50	631,378,320	8,102.72	623,317,665	2.55
8	UNIBAIL-RODAMCO SE	投資 証券	フラン ス	47,407	14,774.84	700,430,900	13,100.60	621,060,334	2.54
9	VORNADO REALTY TRUST	投資 証券	米国	96,019	7,064.54	678,330,319	6,447.76	619,107,852	2.53
10	PROLOGIS INC	投資 証券	米国	238,114	2,571.08	612,210,408	2,508.87	597,396,309	2.44
11	AVALONBAY COMMUNITIES INC	投資 証券	米国	49,394	10,258.69	506,717,563	10,928.05	539,780,220	2.21
12	HEALTH CARE REIT INC	投資 証券	米国	109,090	4,142.47	451,902,083	4,319.29	471,191,521	1.93
13	HOST HOTELS & RESORTS INC	投資 証券	米国	367,081	1,223.22	449,019,726	1,196.43	439,185,693	1.79
14	GENERAL GROWTH PROPERTIES INC	投資 証券	米国	305,698	1,210.64	370,089,467	1,326.65	405,552,784	1.66
15	LINK REIT/THE	投資 証券	香港	1,177,523	268.34	315,979,145	303.78	357,712,647	1.46
16	LAND SECURITIES GROUP PLC	投資 証券	英国	403,982	993.55	401,375,539	859.65	347,284,904	1.42
17	THE MACERICH COMPANY	投資 証券	米国	68,478	3,998.61	273,817,123	4,497.65	307,990,131	1.26
18	DIGITAL REALTY TRUST INC	投資 証券	米国	55,596	4,906.80	272,798,269	5,525.98	307,222,295	1.26
19	WESTFIELD RETAIL TRUST	投資 信託 受益 証券	オース トラ リア	1,457,574	200.80	292,682,808	209.72	305,681,836	1.25
20	KIMCO REALTY	投資 証券	米国	211,139	1,392.82	294,079,649	1,406.35	296,936,262	1.21

21	STOCKLAND	投資 信託 受益 証券	オース トラ リア	1,201,767	259.69	312,085,798	245.69	295,266,220	1.21
22	BRITISH LAND CO PLC	投資 証券	英国	461,977	687.59	317,652,418	597.00	275,798,324	1.13
23	SL GREEN	投資 証券	米国	44,807	6,336.18	283,905,397	5,832.19	261,322,848	1.07
24	FEDERAL REALTY INVS TRUST	投資 証券	米国	33,033	6,811.73	225,011,858	7,702.59	254,439,722	1.04
25	UDR INC	投資 証券	米国	115,868	1,961.62	227,289,072	2,040.08	236,380,221	0.97
26	ESSEX PROPERTY TRUST INC	投資 証券	米国	18,059	10,736.29	193,886,733	11,763.03	212,428,487	0.87
27	GPT GROUP	投資 信託 受益 証券	オース トラ リア	865,703	239.90	207,682,767	244.93	212,034,904	0.87
28	CAMDEN PROPERTY TRUST	投資 証券	米国	40,979	5,019.04	205,675,087	5,114.81	209,599,602	0.86
29	REALTY INCOME CORP	投資 証券	米国	69,200	2,664.88	184,409,414	3,002.12	207,746,483	0.85
30	HAMMERSON PLC	投資 証券	英国	370,029	552.55	204,459,723	508.59	188,192,364	0.77

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成24年5月31日現在

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	14.60
投資証券	85.04
合計	99.64

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成24年5月31日現在

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	株式	韓国	半導体・ 半導体製 造装置	12,811	83,532.97	1,070,140,893	82,019.40	1,050,750,533	3.46

2	VANGUARD MSCI EMERGING MARKETS	投資信託受益証券	米国		309,400	3,332.51	1,031,078,199	2,991.07	925,436,439	3.04
3	TAIWAN SEMICONDUCTOR	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	2,787,083	222.07	618,927,522	216.51	603,417,405	1.98
4	CHINA MOBILE LIMITED	株式	香港	無線通信サービス	695,500	866.14	602,402,035	804.16	559,296,062	1.84
5	CHINA CONSTRUCTION BANK	株式	中国	商業銀行	8,319,530	59.46	494,671,453	53.34	443,763,730	1.46
6	GAO GAZPROM ADR	株式	ロシア	石油・ガス・消耗燃料	614,630	906.06	556,892,679	712.65	438,014,594	1.44
7	AMERICA MOVIL SAB DE CV	株式	メキシコ	無線通信サービス	4,566,878	88.72	405,182,550	94.75	432,704,383	1.42
8	IND & COMM BK OF CHINA - H	株式	中国	商業銀行	7,501,235	52.16	391,242,717	47.24	354,388,346	1.17
9	PETROLEO BRASILEIRO SA	株式	ブラジル	石油・ガス・消耗燃料	484,412	844.43	409,049,797	718.04	347,825,013	1.14
10	VALE SA-PREF A	株式	ブラジル	金属・鉱業	231,596	1,645.42	381,071,880	1,426.29	330,322,711	1.09
11	CNOOC LTD	株式	香港	石油・ガス・消耗燃料	2,062,000	158.00	325,790,502	144.27	297,488,864	0.98
12	HYUNDAI MOTOR CO	株式	韓国	自動車	17,989	17,327.10	311,697,202	16,256.70	292,441,776	0.96
13	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	株式	ブラジル	商業銀行	263,900	1,232.60	325,281,821	1,100.34	290,378,565	0.96
14	BANK OF CHINA LTD	株式	中国	商業銀行	8,635,200	32.59	281,436,215	29.87	257,936,878	0.85
15	PETROLEO BRASILEIRO SA	株式	ブラジル	石油・ガス・消耗燃料	343,110	870.76	298,764,900	751.69	257,911,430	0.85
16	CIA DE BEBIDAS DAS AMERICAS	株式	ブラジル	飲料	85,975	3,102.43	266,731,017	2,979.75	256,183,963	0.84
17	TENCENT HOLDINGS LTD	株式	ケイマン諸島	インターネットソフトウェア・サービス	117,000	2,325.60	272,095,635	2,188.46	256,050,288	0.84
18	BANCO BRADESCO SA	株式	ブラジル	商業銀行	220,172	1,196.60	263,456,802	1,135.94	250,103,040	0.82
19	HON HAI PRECISION INDUSTRY	株式	台湾	電子装置・機器・部品	1,052,190	291.50	306,713,385	235.59	247,880,181	0.82
20	MTN GROUP LTD	株式	南アフリカ	無線通信サービス	196,666	1,205.82	237,143,796	1,235.48	242,976,988	0.80
21	LUKOIL SPON ADR	株式	ロシア	石油・ガス・消耗燃料	58,881	4,734.61	278,778,865	4,107.79	241,870,547	0.80
22	PETRO CHINA CO LTD	株式	中国	石油・ガス・消耗燃料	2,408,000	111.92	269,515,341	100.38	241,716,966	0.79
23	ECOPETROL SA SP ADR	株式	コロンビア	石油・ガス・消耗燃料	48,148	5,043.05	242,812,706	4,639.71	223,392,603	0.73
24	VALE SA	株式	ブラジル	金属・鉱業	150,927	1,678.27	253,296,947	1,458.77	220,167,236	0.72

25	SBERBANK ADR	株式	ロシア	商業銀行	259,766	987.98	256,642,791	799.46	207,672,422	0.68
26	SASOL LTD	株式	南アフリカ	石油・ガス・消耗燃料	61,378	3,371.78	206,952,842	3,307.92	203,033,514	0.67
27	NASPERS LTD	株式	南アフリカ	メディア	44,992	4,166.02	187,437,395	4,127.97	185,725,626	0.61
28	POSCO	株式	韓国	金属・鉱業	7,579	25,422.14	192,674,386	24,251.25	183,800,224	0.60
29	CHINA LIFE INSURANCE CO LTD	株式	中国	保険	865,000	206.00	178,189,454	185.52	160,476,184	0.53
30	KIA MOTORS CORP	株式	韓国	自動車	30,375	5,258.25	159,719,388	5,251.65	159,518,869	0.52

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種別業種別投資比率

平成24年5月31日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	商業銀行	16.95
	石油・ガス・消耗燃料	12.49
	金属・鉱業	7.46
	半導体・半導体製造装置	7.32
	無線通信サービス	5.94
	自動車	3.00
	化学	2.88
	保険	2.54
	食品	2.16
	食品・生活必需品小売り	2.13
	各種電気通信サービス	2.06
	電子装置・機器・部品	2.01
	電力	1.88
	不動産管理・開発	1.79
	コングロマリット	1.78
	各種金融サービス	1.64
	飲料	1.57
	情報技術サービス	1.44
	建設・土木	1.31
	コンピュータ・周辺機器	1.30
	建設資材	1.25
	インターネットソフトウェア・サービス	1.15
	メディア	1.03
	機械	1.01
	独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.92
	専門小売り	0.87
	自動車部品	0.84
タバコ	0.78	
複合小売り	0.76	
運送インフラ	0.70	
医薬品	0.70	

家庭用耐久財	0.67
資本市場	0.61
ガス	0.53
家庭用品	0.52
パーソナル用品	0.49
旅客航空輸送業	0.45
ホテル・レストラン・レジャー	0.44
貯蓄・抵当・不動産金融	0.39
商社・流通業	0.39
通信機器	0.34
ヘルスケア・プロバイダー /ヘルスケア・サービス	0.34
電気設備	0.32
海運業	0.26
紙製品・林産品	0.24
繊維・アパレル・贅沢品	0.20
水道	0.20
ソフトウェア	0.18
エネルギー設備・サービス	0.17
航空宇宙・防衛	0.17
販売	0.13
総合公益事業	0.12
陸運・鉄道	0.11
消費者金融	0.09
航空貨物・物流サービス	0.08
容器・包装	0.06
建設関連製品	0.06
ヘルスケア機器・用品	0.05
商業サービス・用品	0.05
各種消費者サービス	0.05
レジャー用品	0.04
株式 計	97.41
投資信託受益証券	3.68
投資証券	0.02
合計	101.11

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

エマージング債券パッシブ・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成24年5月31日現在

順位	銘柄名	種類	国名	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還 期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
1	RUSSIAN FEDERATION 03/31/30	国債 証券	ロシア	2,039,332,260	118.97	2,426,275,163	118.04	2,407,187,013	7.50	2030/ 3/31	7.65
2	UNITED MEXICAN STATES 6.75 09/27/34	国債 証券	メキシコ	481,412,000	129.96	625,643,035	129.75	624,632,070	6.75	2034/ 9/27	1.99
3	UNITED MEXICAN STATES 6.05 01/11/40	国債 証券	メキシコ	497,196,000	123.00	611,551,080	121.75	605,336,130	6.05	2040/ 1/11	1.92
4	RUSSIAN FEDERATION 11.0 07/24/18	国債 証券	ロシア	418,276,000	139.79	584,708,020	138.60	579,709,622	11.00	2018/ 7/24	1.84
5	PERU 8.75 11/21/33	国債 証券	ペルー	355,140,000	153.73	545,956,722	156.03	554,124,942	8.75	2033/ 11/21	1.76
6	PERU 7.35 07/21/25	国債 証券	ペルー	402,492,000	137.38	552,943,510	136.06	547,630,615	7.35	2025/ 7/21	1.74
7	RUSSIAN FEDERATION 12.75 06/24/28	国債 証券	ロシア	307,788,000	177.88	547,493,294	176.41	542,968,811	12.75	2028/ 6/24	1.73
8	BRAZIL 10.125 05/15/27	国債 証券	ブラジル	299,896,000	167.47	502,235,831	167.44	502,145,862	10.13	2027/ 5/15	1.60
9	UNITED MEXICAN STATES 5.95 03/19/19	国債 証券	メキシコ	410,384,000	122.35	502,104,824	120.00	492,460,800	5.95	2019/ 3/19	1.57
10	BRAZIL 7.125 01/20/37	国債 証券	ブラジル	355,140,000	138.90	493,289,460	137.25	487,429,650	7.13	2037/ 1/20	1.55
11	BRAZIL 6.0 01/17/17	国債 証券	ブラジル	386,708,000	119.16	460,801,253	117.55	454,575,254	6.00	2017/ 1/17	1.45
12	UNITED MEXICAN STATES 5.625 01/15/17	国債 証券	メキシコ	394,600,000	116.15	458,327,900	113.75	448,857,500	5.63	2017/ 1/15	1.43
13	RUSSIA FOREIGN BOND 5.0 04/29/20	国債 証券	ロシア	410,384,000	107.58	441,470,588	106.99	439,049,322	5.00	2020/ 4/29	1.40
14	PANAMA 6.7 01/26/36	国債 証券	パナマ	339,356,000	133.25	452,191,870	128.25	435,224,070	6.70	2036/ 1/26	1.38
15	COLOMBIA 6.125 01/18/41	国債 証券	コロンビア	347,248,000	127.00	441,004,960	124.25	431,455,640	6.13	2041/ 1/18	1.37

16	BRAZIL 5.625 01/07/41	国債 証券	ブラ ジル	355,140,000	119.10	422,971,740	117.10	415,868,940	5.63	2041/ 1/7	1.32
17	UNITED MEXICAN STATES 11.375 09/15/16	国債 証券	メキ シコ	276,220,000	141.04	389,580,688	139.60	385,603,120	11.38	2016/ 9/15	1.23
18	BRAZIL 8.25 01/20/34	国債 証券	ブラ ジル	252,544,000	153.20	386,897,408	150.16	379,220,070	8.25	2034/ 1/20	1.21
19	BRAZIL 4.875 01/22/21	国債 証券	ブラ ジル	331,464,000	114.60	379,857,744	114.10	378,200,424	4.88	2021/ 1/22	1.20
20	COLOMBIA 7.375 03/18/19	国債 証券	コロ ンビ ア	292,004,000	129.00	376,685,160	128.20	374,349,128	7.38	2019/ 3/18	1.19
21	TURKEY 7.375 02/05/25	国債 証券	トル コ	315,680,000	118.00	372,502,400	117.10	369,661,280	7.38	2025/ 2/5	1.18
22	BRAZIL 8.875 04/15/24	国債 証券	ブラ ジル	244,652,000	152.66	373,485,743	150.32	367,760,886	8.88	2024/ 4/15	1.17
23	PHILIPPINES 6.375 10/23/34	国債 証券	フィ リピ ン	292,004,000	125.75	367,195,030	123.38	360,259,935	6.38	2034/ 10/23	1.15
24	PHILIPPINES 9.5 02/02/30	国債 証券	フィ リピ ン	220,976,000	160.25	354,114,040	157.63	348,313,420	9.50	2030/ 2/2	1.11
25	TURKEY 7.25 03/15/15	国債 証券	トル コ	315,680,000	110.94	350,199,608	109.36	345,227,648	7.25	2015/ 3/15	1.10
26	COLOMBIA 7.375 01/27/17	国債 証券	コロ ンビ ア	280,166,000	124.50	348,806,670	123.10	344,884,346	7.38	2017/ 1/27	1.10
27	COLOMBIA 7.375 09/18/37	国債 証券	コロ ンビ ア	244,652,000	142.40	348,384,448	139.80	342,023,496	7.38	2037/ 9/18	1.09
28	PHILIPPINES 10.625 03/16/25	国債 証券	フィ リピ ン	205,192,000	163.75	336,001,900	162.00	332,411,040	10.63	2025/ 3/16	1.06
29	INDONESIA 11.625 03/04/19	国債 証券	イン ドネ シア	228,868,000	150.03	343,359,217	143.82	329,157,958	11.63	2019/ 3/4	1.05
30	PHILIPPINES 7.75 01/14/31	国債 証券	フィ リピ ン	236,760,000	140.38	332,351,850	137.63	325,840,950	7.75	2031/ 1/14	1.04

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成24年5月31日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	95.87
合計	95.87

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

<< 参考情報 >>

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

各ファンドの運用は2012年9月6日より開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。以下には、ご参考としてファンドの主要投資対象であるマザーファンドの主要な資産の状況を記載します。

(参考)マザーファンドの主要な資産の状況(データの基準日:2012年5月31日)

国内株式バツシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率(%)	組入上位5銘柄				組入上位5業種(株式)			
			順位	銘柄名	国名	業種	投資比率(%)	順位	業種	投資比率(%)
株式	日本	97.11	1	トヨタ自動車	日本	輸送用機器	3.90	1	電気機器	12.74
現金 預金 その他の資産(負債控除後)		2.89	2	三菱UFJフィナンシャルG	日本	銀行業	2.51	2	輸送用機器	10.38
			3	本田技研	日本	輸送用機器	2.09	3	銀行業	9.10
			4	キャノン	日本	電気機器	1.93	4	情報通信業	6.30
			5	三井住友フィナンシャルG	日本	銀行業	1.70	5	化学	5.71
合計(純資産総額)		100.00								

国内債券バツシブ・ファンド・マザーファンド

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率(%)	組入上位5銘柄						
			順位	銘柄名	種類	国名	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
国債証券	日本	77.84	1	313回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	1.30	2021/3/20	1.42
地方債証券	日本	6.75	2	81回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	0.80	2014/3/20	1.42
特殊債券	日本	8.06	3	285回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	1.70	2017/3/20	1.32
社債券	日本	6.93	4	75回 利付国庫債券(5年)	国債証券	日本	1.10	2013/9/20	1.15
現金 預金 その他の資産(負債控除後)		0.62	5	310回 利付国庫債券(10年)	国債証券	日本	1.00	2020/9/20	1.14
合計(純資産総額)		100.00							

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況を開示することを予定しています。

■外国株式バット・ファンド・マザーファンド

(データの基準日:2012年5月31日)

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率(%)
株式	米国	55.30
	英国	9.48
	カナダ	5.30
	スイス	4.24
	フランス	3.63
	その他	17.43
	小計	95.38
投資信託受益証券	オーストラリア	0.30
	シンガポール	0.03
	小計	0.32
投資証券	米国	1.44
	英国	0.12
	フランス	0.12
	カナダ	0.04
	香港	0.04
	その他	0.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.54
合計(純資産総額)		100.00

組入上位5銘柄

順位	銘柄名	国名	業種	投資比率(%)
1	APPLE INC	米国	コンピュータ周辺機器	2.58
2	EXXON MOBIL CORP	米国	石油・ガス・消耗燃料	1.83
3	INTL BUSINESS MACHINES CORP	米国	情報技術サービス	1.11
4	MICROSOFT CORP	米国	ソフトウェア	1.06
5	GENERAL ELECTRIC CO	米国	コンプロマシナリ	0.97

組入上位5業種(株式)

順位	業種	投資比率(%)
1	石油・ガス・消耗燃料	9.76
2	商業銀行	6.83
3	医薬品	6.65
4	保険	3.83
5	コンピュータ周辺機器	3.30

■外国債券バット・ファンド・マザーファンド

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率(%)	順位	銘柄名	種類	国名	利率(%)	償還期	投資比率(%)
国債証券	米国	42.40	1	US T N/B 4.0 02/15/14	国債証券	米国	4.00	2014/2/15	0.94
	フランス	9.43	2	US T N/B 4.25 11/15/13	国債証券	米国	4.25	2013/11/15	0.94
	ドイツ	9.00	3	US T N/B 1.0 07/15/13	国債証券	米国	1.00	2013/7/15	0.89
	イタリア	8.37	4	US T N/B 4.75 05/15/14	国債証券	米国	4.75	2014/5/15	0.84
	英国	7.97	5	US T N/B 4.25 08/15/13	国債証券	米国	4.25	2013/8/15	0.81
	その他	20.39							
	小計	97.56							
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.44							
合計(純資産総額)		100.00							

■エマージング株式バット・マザーファンド

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率(%)	順位	銘柄名	種類	国名	業種	投資比率(%)
株式	韓国	15.03	1	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	株式	韓国	半導体・半導体製造装置	3.46
	ブラジル	13.12	2	VANGUARD MSD EMERGING MARKETS	投資信託受益証券	米国	-	3.04
	台湾	10.70	3	TAIWAN SEMICONDUCTOR	株式	台湾	半導体・半導体製造装置	1.98
	中国	10.18	4	CHINA MOBILE LIMITED	株式	香港	無線通信サービス	1.84
	南アフリカ	7.86	5	CHINA CONSTRUCTION BANK	株式	中国	商業銀行	1.46
	その他	40.72						
	小計	97.41						
投資信託受益証券	米国	3.04						
	メキシコ	0.84						
投資証券	トルコ	0.02						
	小計	3.88						
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△1.11						
合計(純資産総額)		100.00						

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況を開示することを予定しています。

■Eマージング債券バツシブ・マザーファンド

〔データの基準日:2012年5月31日〕

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

組入上位5銘柄

資産の種類	国名	投資比率(%)	順位	銘柄名	種類	国名	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
国債証券	ブラジル	14.85	1	RUSSIAN FEDERATION 03/31/30	国債証券	ロシア	7.50	2030/3/31	7.65
	メキシコ	14.65	2	UNITED MEXCAN STATES 8.75 09/27/34	国債証券	メキシコ	6.75	2034/9/27	1.99
	ロシア	13.48	3	UNITED MEXCAN STATES 6.05 01/11/40	国債証券	メキシコ	6.05	2040/1/11	1.92
	トルコ	12.52	4	RUSSIAN FEDERATION 11.0 07/24/18	国債証券	ロシア	11.00	2018/7/24	1.84
	フィリピン	9.11	5	PERU 8.75 11/21/33	国債証券	ペルー	8.75	2033/11/21	1.76
	その他	31.26							
	小計	95.87							
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4.13							
合計(純資産総額)		100.00							

■J-REITインデックスファンド・マザーファンド

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

組入上位5銘柄

資産の種類	国名	投資比率(%)	順位	銘柄名	国名	投資比率(%)
投資証券	日本	98.89	1	日本ビルファンド投資法人	日本	12.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.11	2	ジャパニリアルエステイト投資法人	日本	11.09
			3	日本リテールファンド投資法人	日本	6.77
			4	ユナイテッドアー・ビ・投資法人	日本	5.20
			5	森トラスト総合リート投資法人	日本	4.72
合計(純資産総額)		100.00				

■外国リート・バツシブ・ファンド・マザーファンド

(注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

組入上位5銘柄

資産の種類	国名	投資比率(%)	順位	銘柄名	国名	投資比率(%)
投資信託受益証券	オーストラリア	11.25	1	SIMON PROPERTY GROUP INC	米国	7.49
	シンガポール	3.35	2	PUBLIC STORAGE	米国	3.15
	小計	14.60	3	WESTFIELD GROUP	オーストラリア	3.13
投資証券	米国	67.26	4	EQUITY RESIDENTIAL	米国	3.04
	英国	5.61	5	VENTAS INC	米国	2.80
	フランス	4.55				
	カナダ	3.27				
	香港	1.82				
	その他	2.53				
	小計	85.04				
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.36				
合計(純資産総額)		100.00				

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

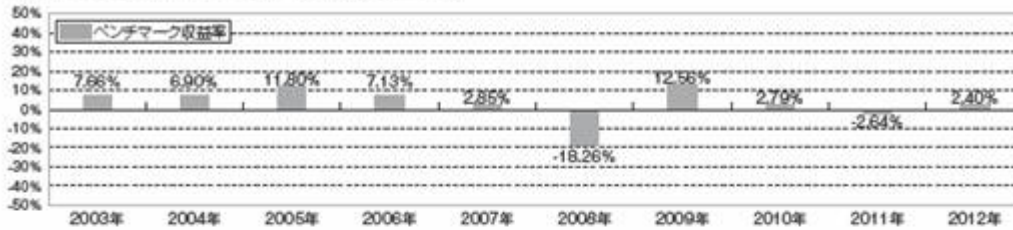
○当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況を開示することを予定しています。

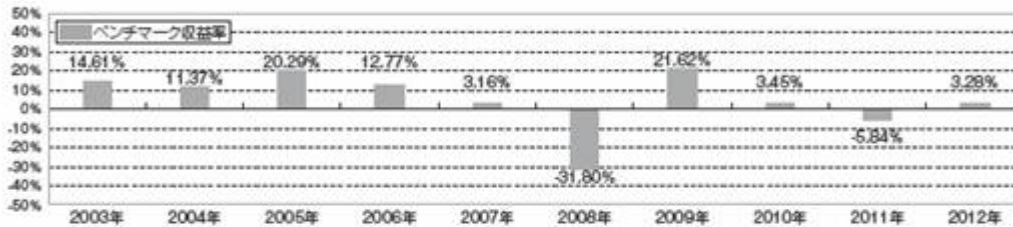
年間収益率の推移

(データの基準日:2012年5月31日)

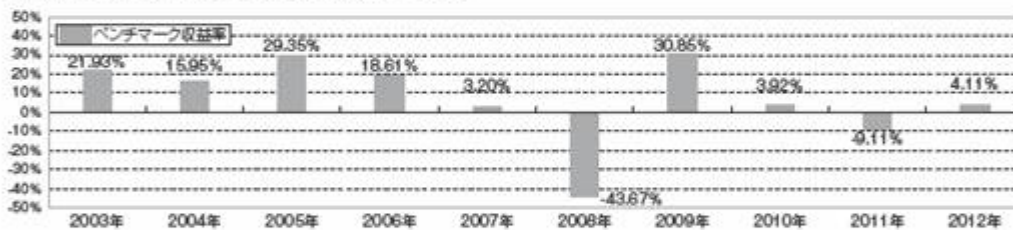
DIAM DC 8資産バランスファンド(新興国10)



DIAM DC 8資産バランスファンド(新興国20)



DIAM DC 8資産バランスファンド(新興国30)



※ 各ファンドは2012年9月6日(設定日)から運用を開始する予定であるため、設定日以前のベンチマークの収益率を表示しています。
 ※ 各ファンドのベンチマークは、当社が独自に指数化した合成ベンチマークです。国内株式については東証株価指数(TOPIX)(配当込み)、国内債券についてはNO MURA-BPI総合、先進国株式(除く日本)についてはMSCIロクサイインデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)、先進国債券(除く日本)についてはシティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)、新興国株式についてはMSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)、新興国債券についてはJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース、為替ヘッジなし)、国内リートについては東証REIT指数(配当込み)、先進国リート(除く日本)についてはS&P 先進国 REITインデックス(除く日本、円換算ベース、配当込み、為替ヘッジなし)、短期金融資産についてはコールローン(オーバーナイト物)も、各ファンドの基本アロケーションに基づいて合成したものです。
 ※ 各ファンドのベンチマークの収益率は、隔年ベースで表示しています。但し、合成ベンチマークを構成するベンチマークのうち「東証REIT指数(配当込み)」は2003年4月1日より算出されているため、2003年は算出開始から年末までの収益率を表示しています。また、2012年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

<基本アロケーション>

・DIAM DC 8資産バランスファンド(新興国10)
 国内株式:10% 国内債券:57% 先進国株式(除く日本):10% 先進国債券(除く日本):3% 新興国株式:5% 新興国債券:5% 国内リート:3% 先進国リート(除く日本):3% 短期金融資産:4%

・DIAM DC 8資産バランスファンド(新興国20)
 国内株式:15% 国内債券:31% 先進国株式(除く日本):15% 先進国債券(除く日本):4% 新興国株式:10% 新興国債券:10% 国内リート:6% 先進国リート(除く日本):6% 短期金融資産:3%

・DIAM DC 8資産バランスファンド(新興国30)
 国内株式:20% 国内債券:5% 先進国株式(除く日本):20% 先進国債券(除く日本):5% 新興国株式:15% 新興国債券:15% 国内リート:9% 先進国リート(除く日本):9% 短期金融資産:2%

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○当該ベンチマークの情報はあくまでも参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況を開示することを予定しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

・お申込みの方法

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

ファンドは原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

ファンドは、収益の分配が行われた場合、収益分配金を無手数料で再投資する「累積投資（自動けいぞく投資）」専用ファンドです。このためお申込みの際、取得申込者は販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款」にしたがって分配金累積投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。

ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。当初申込期間中のお申込みの受付は、販売会社の営業時間中とし、継続申込期間中のお申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。ただし、継続申込期間中において、海外休業日には、お申込みの受付は行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は、委託会社または販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、委託会社または販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額

当初申込期間

受益権1口当たり1円とします。

継続申込期間

お申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口当りに換算した基準価額で表示することがあります。）

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・ 販売会社へのお問い合わせ
- ・ 委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・ お申込単位

1口以上1口単位または1円以上1円単位(当初元本1口 = 1円)

収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。

・ お申込手数料

ありません。

・ 払込期日

当初申込期間

取得申込者は、当初申込期間中に、買付代金を販売会社に支払うものとします。

当初申込みにかかる申込金額の総額は、販売会社によって、設定日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

継続申込期間

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

- ・ 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。

海外休業日には、解約の受付を行いません。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・解約単位

1口単位とします。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して6営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当たり）は、設定日以降の委託会社の毎営業日において、委託会社にて計算されます。

ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社への問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2)【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

信託期間は平成24年9月6日から無期限です。

ただし、下記(5)イ.の場合には、信託を終了する場合があります。

(4)【計算期間】

a. 計算期間は原則として、毎年1月12日から翌年1月11日までとします。

ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成25年1月11日までとします。

b. 上記a.の規定にかかわらず、上記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

イ. 償還規定

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、マザーファンドのベンチマークである対象インデックスが改廃の場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ. 信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社とその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、

上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

- i. 信託契約の解約を行う場合には、書面決議において当該解約に反対した受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記b.に規定する書面に付記します。

ロ. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することまたはこの信託と他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、約款はa.からg.に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.の規定にかかわらず、この信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは、上記a.からg.の規定にしたがいます。
- i. 重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、上記b.に規定する書面に付記します。
- j. 上記b.に該当しない場合の約款変更については、「運用報告書」にてお知らせいたします。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として3ヵ月前までに、当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

平成25年4月1日より、公告の方法は以下の通り変更される予定です。

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

（URL <http://www.diam.co.jp/>）

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ．運用報告書

委託会社は、各計算期間末日（原則として1月11日。休業日の場合は翌営業日。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。（URL <http://www.diam.co.jp/>）

4【受益者の権利等】

収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が、収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、原則として自動的に再投資されます。

販売会社は、自動けいぞく投資約款に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、委託会社または販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の請求をすることができます。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載また

は記録が行われます。なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、平成24年9月6日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。

ファンドの会計監査は、監査法人により行われる予定であり、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、計算期間ごとに作成する有価証券報告書および計算期間の半期に作成する半期報告書に記載されます。

委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドの現況

純資産額計算書

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

平成24年5月31日現在

項目	金額又は口数
資産総額	257,969,042,265円
負債総額	10,956,219,378円
純資産総額（ - ）	247,012,822,887円
発行済数量	254,415,901,273口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9709円

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成24年5月31日現在

項目	金額又は口数
資産総額	415,222,375,838円
負債総額	8,677,497,000円
純資産総額（ - ）	406,544,878,838円
発行済数量	351,782,605,724口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1557円

J - R E I Tインデックスファンド・マザーファンド

平成24年5月31日現在

項目	金額又は口数
資産総額	4,747,797,308円
負債総額	18,704,177円
純資産総額（ - ）	4,729,093,131円
発行済数量	6,086,043,334口
1口当たり純資産額（ / ）	0.7770円

外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成24年5月31日現在

項目	金額又は口数
資産総額	264,828,086,208円
負債総額	9,824,578,036円
純資産総額（ - ）	255,003,508,172円
発行済数量	212,111,407,348口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2022円

外国債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成24年5月31日現在

項目	金額又は口数
資産総額	356,647,086,487円
負債総額	10,102,040円
純資産総額（ - ）	356,636,984,447円
発行済数量	308,195,322,985口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1572円

外国リート・パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成24年5月31日現在

項目	金額又は口数
資産総額	24,929,832,970円
負債総額	455,858,149円
純資産総額（ - ）	24,473,974,821円
発行済数量	47,028,613,745口
1口当たり純資産額（ / ）	0.5204円

エマージング株式パッシブ・マザーファンド

平成24年5月31日現在

項目	金額又は口数
資産総額	31,585,273,552円
負債総額	1,179,332,752円
純資産総額（ - ）	30,405,940,800円
発行済数量	49,211,262,716口
1口当たり純資産額（ / ）	0.6179円

エマージング債券パッシブ・マザーファンド

平成24年5月31日現在

項目	金額又は口数
資産総額	31,450,313,877円
負債総額	753,542円
純資産総額（ - ）	31,449,560,335円
発行済数量	29,706,906,604口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0587円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

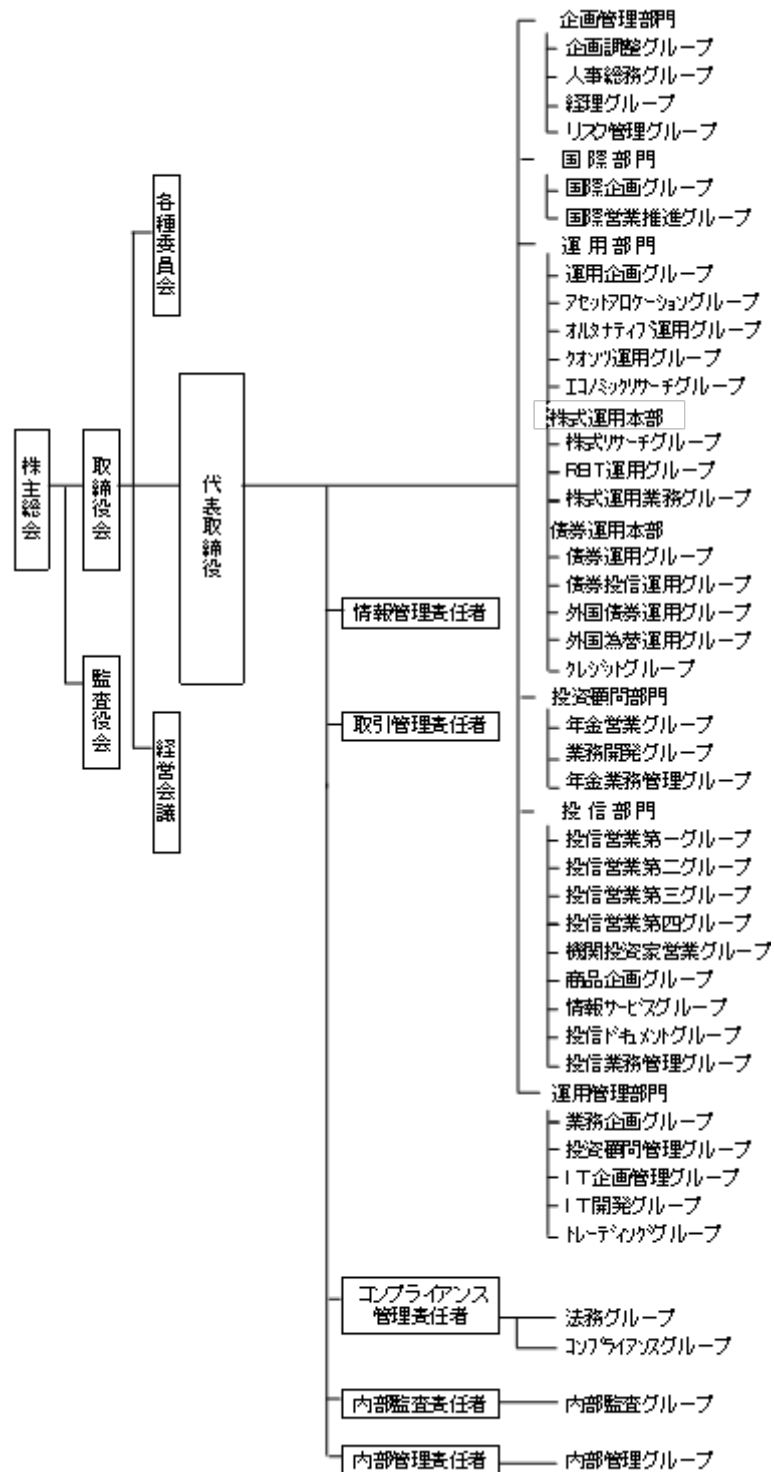
(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額	20億円
発行する株式総数	80,000株
発行済株式総数	24,000株

直近5カ年の資本金の変動

該当事項はありません。

(2) 会社の機構
会社の組織図



上記組織は、平成24年5月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

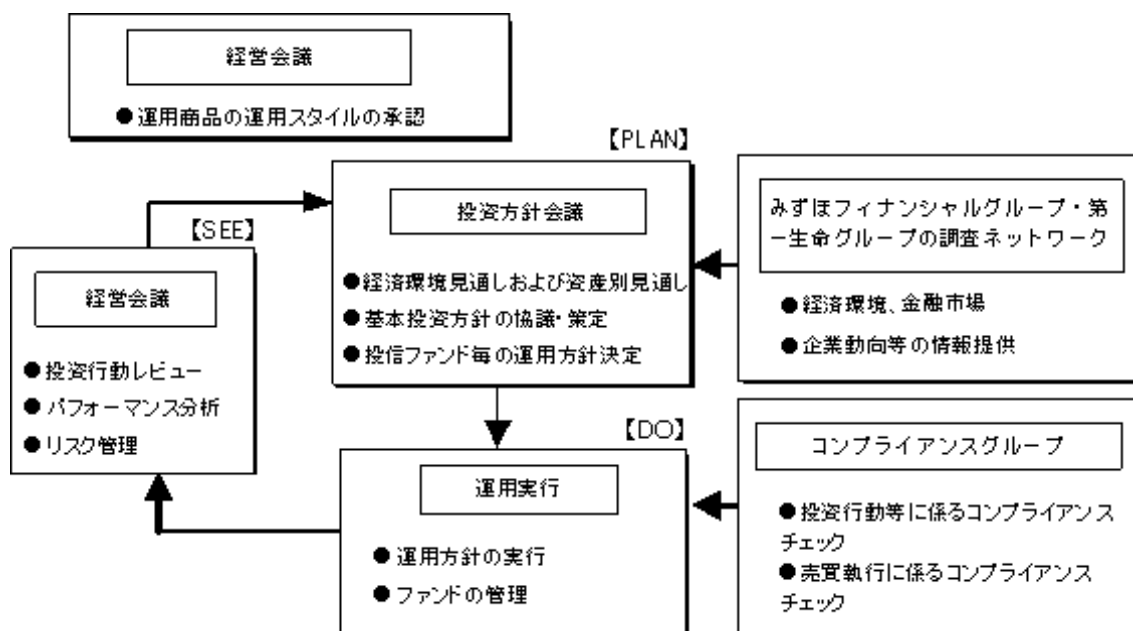
投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、議長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回検討・評価されます。



上記体制は平成24年5月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年5月31日現在、委託会社の運用する投資信託は275本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額 (単位：円)
単位型株式投資信託	13	20,659,429,270
追加型株式投資信託	251	3,833,814,488,802
単位型公社債投資信託	10	77,770,455,346
追加型公社債投資信託	0	0
証券投資信託以外の投資信託	1	173,491,762
合計	275	3,932,417,865,180

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第27期事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第26期 (平成23年3月31日現在)	第27期 (平成24年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	12,220,759	12,520,748
金銭の信託	5,967,344	6,548,577
前払費用	27,593	25,744
未収委託者報酬	2,942,180	2,780,527
未収運用受託報酬	1,061,935	1,167,998
未収投資助言報酬	2 267,240	2 241,851
未収収益	186,483	212,226
繰延税金資産	403,201	344,793
その他	102,404	22,264
流動資産計	23,179,143	23,864,733
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 183,704	1 167,433
車両運搬具	-	1 4,752
器具備品	1 206,306	1 188,367
建設仮勘定	10,956	109,529
無形固定資産		
商標権	1 510	1 383
ソフトウェア	1 780,190	1 1,101,685
ソフトウェア仮勘定	478,971	152,513
電話加入権	7,148	7,148
電話施設利用権	1 451	1 371
投資その他の資産		
投資有価証券	4,252,397	3,982,258
関係会社株式	604,498	450,882
関係会社株式	2,457,319	2,119,074
繰延税金資産	402,191	590,822
長期差入保証金	702,696	731,197
その他	85,690	90,282
固定資産計	5,920,638	5,714,444
資産合計	29,099,782	29,579,177

（単位：千円）

	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
（負債の部）		
流動負債		
預り金	120,910	132,805
未払金	1,479,756	1,460,128
未払収益分配金	3,223	670
未払償還金	98,362	86,391
未払手数料	1,134,992	1,088,348
その他未払金	243,178	284,718
未払費用	2 1,226,658	2 1,105,512
未払法人税等	1,706,391	1,195,056
未払消費税等	143,728	92,354
賞与引当金	575,326	574,646
その他	10,000	-
流動負債計	5,262,771	4,560,503
固定負債		
退職給付引当金	579,063	680,768
役員退職慰労引当金	100,260	56,690
固定負債計	679,324	737,458
負債合計	5,942,095	5,297,962
（純資産の部）		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	2,428,478
資本準備金	2,428,478	2,428,478
利益剰余金	18,512,674	19,716,594
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金	13,430,000	15,630,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	4,459,380	3,463,300
株主資本計	22,941,152	24,145,072
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	216,534	136,143
評価・換算差額等計	216,534	136,143
純資産合計	23,157,686	24,281,215
負債・純資産合計	29,099,782	29,579,177

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		24,367,005		23,208,602
運用受託報酬		4,458,894		4,966,992
投資助言報酬		1,019,727		943,057
その他営業収益		789,867		697,063
営業収益計		30,635,495		29,815,715
営業費用				
支払手数料		10,405,593		10,154,958
広告宣伝費		272,928		164,286
公告費		2,297		-
調査費		4,755,890		4,590,302
調査費		2,611,173		2,888,013
委託調査費		2,144,716		1,702,289
委託計算費		338,206		335,754
営業雑経費		671,721		496,565
通信費		30,286		26,941
印刷費		585,041		399,066
協会費		23,561		25,014
諸会費		38		41
支払販売手数料		32,794		45,500
営業費用計		16,446,637		15,741,867
一般管理費				
給料		4,576,265		4,630,102
役員報酬	1	235,289	1	245,224
給料・手当		3,768,114		3,824,122
賞与		572,860		560,755
交際費		38,997		35,987
寄付金		13,335		3,156
旅費交通費		255,190		213,642
租税公課		89,571		84,346
不動産賃借料		718,929		656,463
退職給付費用		139,773		164,627
固定資産減価償却費		486,987		475,556
福利厚生費		20,476		24,887
修繕費		20,842		6,721
賞与引当金繰入		575,326		574,646
役員退職慰労引当金繰入		42,036		30,048
役員退職金		13,140		27,503
機器リース料		1,951		1,510
事務委託費		331,935		323,740
消耗品費		70,952		58,739
器具備品費		575		2,889
諸経費		124,218		114,695
一般管理費計		7,520,506		7,429,267
営業利益		6,668,351		6,644,580

（単位：千円）

	第26期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）		第27期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金	4	341,775		61,720
受取利息		9,168		3,921
時効成立分配金		2,574		11,383
為替差益		-		1,660
投資信託解約益		157,213		-
先物利益		9,816		-
金銭の信託運用益		69,014		-
雑収入		8,602		5,992
営業外収益計		598,165		84,678
営業外費用				
為替差損		755		-
時効成立後支払分配金		-		36
金銭の信託運用損		-		417,812
雑損失		6,089		1,152
営業外費用計		6,844		419,001
経常利益		7,259,672		6,310,257
特別利益				
ゴルフ会員権売却益		-		1,959
貸倒引当金戻入益		4,288		-
過年度損益修正益	3, 4	105,241		-
特別利益計		109,530		1,959
特別損失				
固定資産除却損	2	31,419	2	36,415
固定資産売却損		1,440		381
関係会社株式評価損		3,825		338,244
特別損失計		36,684		375,042
税引前当期純利益		7,332,518		5,937,173
法人税、住民税及び事業税		2,885,426		2,582,251
法人税等調整額		7,586		56,997
法人税等合計		2,877,839		2,525,253
当期純利益		4,454,678		3,411,920

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,000,000	2,000,000
当期変動額	-	-
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,428,478	2,428,478
当期変動額	-	-
当期末残高	2,428,478	2,428,478
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	123,293	123,293
当期変動額	-	-
当期末残高	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	11,650,000	13,430,000
当期変動額	1,780,000	2,200,000
当期末残高	13,430,000	15,630,000
研究開発積立金		
当期首残高	300,000	300,000
当期変動額	-	-
当期末残高	300,000	300,000
運用責任準備積立金		
当期首残高	200,000	200,000
当期変動額	-	-
当期末残高	200,000	200,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	3,464,702	4,459,380
当期変動額		
剰余金の配当	1,680,000	2,208,000
別途積立金の積立	1,780,000	2,200,000
当期純利益	4,454,678	3,411,920
当期末残高	4,459,380	3,463,300
利益剰余金合計		
当期首残高	15,737,995	18,512,674
当期変動額	2,774,678	1,203,920
当期末残高	18,512,674	19,716,594
株主資本合計		
当期首残高	20,166,473	22,941,152

	当期変動額	2,774,678	1,203,920
	当期末残高	22,941,152	24,145,072
評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金		
	当期首残高	231,525	216,534
	当期変動額（純額）	14,991	80,390
	当期末残高	216,534	136,143
純資産合計			
	当期首残高	20,397,999	23,157,686
	当期変動額	2,759,687	1,123,529
	当期末残高	23,157,686	24,281,215

[次へ](#)

重要な会計方針

項目	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブの評価基準及び評価方法	時価法
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。 (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. 消費税等の処理方法	税抜方式によっております。

追加情報

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
建物	484,832	513,080
車両運搬具	-	171
器具備品	499,620	462,449
商標権	2,428	2,555
ソフトウェア	809,403	961,584
電話施設利用権	1,145	1,225

2. 関係会社項目

関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。

（千円）

		第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
流動資産	未収投資助言報酬	266,194	238,121
流動負債	未払費用	291,628	292,536

（損益計算書関係）

1. 役員報酬の限度額

（千円）

	第26期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	第27期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
取締役（年額）	250,000	250,000
監査役（年額）	50,000	50,000

2. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
建物	15,317	1,892
器具備品	3,597	18,917
ソフトウェア	12,503	15,606

3. 過年度損益修正益の内訳

第26期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

特別利益の過年度損益修正益は、過年度の調査費の過大計上分の戻し入れであります。

第27期(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)

該当事項はありません。

4. 関係会社項目

各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

(千円)

	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第27期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
受取配当金	331,240	-
過年度損益修正益	105,241	-

(株主資本等変動計算書関係)

第26期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日

平成22年6月30日 定時株主総会	普通 株式	1,680,000	70,000	平成22年3月31日	平成22年7月1日
----------------------	----------	-----------	--------	------------	-----------

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,208,000	92,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通 株式	2,208,000	92,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成24年6月29日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,712,000	113,000	平成24年3月31日	平成24年7月2日

（リース取引関係）

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（千円）

	第26期 （平成23年3月31日現在）			第27期 （平成24年3月31日現在）		
	取得価額 相当額	減価償却累 計額相当額	期末残高 相当額	取得価額 相当額	減価償却累 計額相当額	期末残高 相当額
器具備品	46,681	46,138	543	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
合計	46,681	46,138	543	-	-	-

未経過リース料期末残高相当額

（千円）

	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
	一年以内	586
一年超	-	-
合計	586	-

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

（千円）

	第26期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	第27期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
	支払リース料	15,998
減価償却費相当額	14,995	543
支払利息相当額	234	1

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料期末残高相当額

（千円）

	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
	一年以内	1,475
一年超	-	-

合計	1,475	-
----	-------	---

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券の主な内容は、政策投資目的で保有している株式であります。

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金であります。

金銭の信託に含まれるデリバティブ取引は為替予約取引、株価指数先物取引および債券先物取引であり、金銭の信託に含まれる投資信託に係る為替および市場価格の変動リスクを低減する目的で行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第26期（平成23年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金・預金	12,220,759	12,220,759	-
(2) 金銭の信託	5,967,344	5,967,344	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	524,252	524,252	-
資産計	18,712,356	18,712,356	-
(1) 未払法人税等	1,706,391	1,706,391	-
負債計	1,706,391	1,706,391	-

第27期（平成24年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金・預金	12,520,748	12,520,748	-
(2) 金銭の信託	6,548,577	6,548,577	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	370,636	370,636	-
資産計	19,439,962	19,439,962	-
(1) 未払法人税等	1,195,056	1,195,056	-
負債計	1,195,056	1,195,056	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（千円）

区分	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
非上場株式	80,246	80,246
関係会社株式	2,457,319	2,119,074
長期差入保証金	702,696	731,197

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。
関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

長期差入保証金は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第26期（平成23年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
(1) 預金	12,220,413	-	-	-
合計	12,220,413	-	-	-

第27期（平成24年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
(1) 預金	12,520,524	-	-	-
合計	12,520,524	-	-	-

（注4）社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（第26期の貸借対照表計上額2,457,319千円、第27期の貸借対照表計上額2,119,074千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

4. その他有価証券

第26期（平成23年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	513,129	146,101	367,027
債券	-	-	-
その他（投資信託）	3,400	3,000	400
小計	516,529	149,101	367,427
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	7,723	10,000	2,277
小計	7,723	10,000	2,277
合計	524,252	159,101	365,150

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第27期（平成24年3月31日現在）

（千円）

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	359,540	146,101	213,438
債券	-	-	-
その他（投資信託）	3,482	3,000	482
小計	363,022	149,101	213,920
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	7,614	10,000	2,386
小計	7,614	10,000	2,386
合計	370,636	159,101	211,534

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却した其他有価証券
第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（千円）

区分	売却額	売却益の合計	売却損の合計
その他（投資信託）	719,016	162,043	4,830

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、関係会社株式について338,244千円減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

第26期（平成23年3月31日現在）

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	5,967,344	119,701

第27期（平成24年3月31日現在）

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	6,548,577	495,939

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

（千円）

	第26期 （平成23年3月31日現在）	第27期 （平成24年3月31日現在）
(1) 退職給付債務	636,624	740,560
(2) 未認識数理計算上の差異	57,560	59,792
退職給付引当金	579,063	680,768

3. 退職給付費用に関する事項

（千円）

	第26期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	第27期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
(1) 勤務費用	85,216	102,728
(2) 利息費用	7,954	9,549
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	9,383	13,388
(4) 確定拠出年金 拠出額	37,218	38,960
退職給付費用	139,773	164,627

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率

第26期 （自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）	第27期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）
1.5%	1.5%

(2) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(3) 数理計算上の差異の処理年数

5年（各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理する方法）

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第26期	第27期
	(平成23年3月31日現在)	(平成24年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	128,299	87,682
未払事業所税	6,141	5,792
賞与引当金	234,157	218,423
未払法定福利費	28,823	24,791
未払確定拠出年金掛金	2,739	2,607
減価償却超過額（一括償却資産）	3,039	5,496
減価償却超過額	36,256	150,369
繰延資産償却超過額（税法上）	139,027	47,261
退職給付引当金	235,678	243,845
役員退職慰労引当金	40,806	20,204
ゴルフ会員権評価損	5,577	2,138
投資有価証券評価損	763	4,410
関係会社株式評価損	1,556	121,913
その他有価証券評価差額金	-	678
貸倒引当金繰入額	-	-
繰延税金資産合計	862,867	935,615
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	57,474	-
繰延税金負債合計	57,474	-
差引繰延税金資産の純額	805,393	935,615

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.64%となります。

この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は98,284千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は108,988千円増加し、その他有価証券評価差額金は10,703千円増加しております。

（セグメント情報等）

1．セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2．関連情報

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（1）サービスごとの情報

	投資信託 （千円）	投資顧問 （千円）	その他 （千円）	合計 （千円）
営業収益	24,367,005	5,478,622	789,867	30,635,495

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（1）サービスごとの情報

	投資信託 （千円）	投資顧問 （千円）	その他 （千円）	合計 （千円）
営業収益	23,208,602	5,910,049	697,063	29,815,715

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

（2）地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

（関連当事者との取引）

(1)親会社及び法人主要株主等

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その他の関係会社	第一生命 保険株式 会社	東京都 千代田 区	2,102 億円	生命保 険業	(被所有) 直接50%	兼務 1名, 出向 3名, 転籍 2名	資産運用 の助言	資産運用の 助言の顧問 料の受入	710,392	未収投資 助言報酬	190,149

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その他の関係会社	第一生命 保険株式 会社	東京都 千代田 区	2,102 億円	生命保 険業	(被所有) 直接50%	兼務 1名, 出向 2名, 転籍 3名	資産運用 の助言	資産運用の 助言の顧問 料の受入	687,972	未収投資 助言報酬	177,282

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の 関係				
子 会 社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000 千GBP	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	646,432	未払 費用	172,736
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千USD	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	224,694	未払 費用	88,837
	DIAM SINGAPORE PTE. LTD.	Central Singapore	700,000 千円	資産の 運用	(所有) 直接 100%	-	なし	増資の引 受	300,000	-	-

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の 関係				
子 会 社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000 千GBP	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	523,845	未払 費用	158,645
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千USD	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	203,092	未払 費用	75,484

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(注3) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(3)兄弟会社等

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
その他の 関係会 社の子 会社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	7,000 億円	銀行業	-	-	当社設 定投資 信託の 販売、 預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料	1,538,792	未払 手数料	108,444
								預金の預入 (純額)	112,401	現金・ 預金	524,914
								受取利息	156	未収 収益	-
	株式会社 みずほコ ーポレー ト銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設 定投資 信託の 販売、 預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料	536,163	未払 手数料	89,649
								預金の引出 (純額)	1,524,876	現金・ 預金	11,047,758
								受取利息	7,802	未収 収益	-
	みずほ第 一フィナ ンシャル テクノロ ジー株式 会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	-	-	当社預 り資産 の助言	当社預り資 産の助言の 顧問料の支 払	198,967	未払 費用	94,085
業務委託料 の支払								17,740	未払 費用	21,598	
資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	-	-	当社信 託財産 の運用	信託元本の 追加 (純額)	5,500,000	金銭の 信託	5,967,344	
							信託報酬の 支払	3,163			

第27期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
その他の 関係会 社の子 会社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	7,000 億円	銀行業	-	-	当社設 定投資 信託の 販売、 預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料	1,548,354	未払 手数料	122,786
								預金の引出 (純額)	91,135	現金・ 預金	433,779
								受取利息	104	未収 収益	-
	株式会社 みずほコ ーポレー ト銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設 定投資 信託の 販売、 預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料	450,766	未払 手数料	83,446
								預金の預入 (純額)	392,267	現金・ 預金	11,440,025
								受取利息	3,654	未収 収益	-
	みずほ第 一フィナ ンシャル テクノロ ジー株式 会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	-	-	当社預 り資産 の助言	当社預り資 産の助言の 顧問料の支 払	237,031	未払 費用	127,757
								業務委託料 の支払	15,140	未払 費用	6,373
資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	-	-	当社信 託財産 の運用	信託元本の 追加 (純額)	1,000,000	金銭の 信託	6,548,577	
							信託報酬の 支払	5,087			

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 資産の助言の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税が含まれております。

(注5) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。

(注6) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

（1株当たり情報）

	第26期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
1株当たり純資産額	964,903円60銭	1,011,717円32銭
1株当たり当期純利益金額	185,611円60銭	142,163円33銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第26期 （自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日）	第27期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）
当期純利益	4,454,678千円	3,411,920千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	4,454,678千円	3,411,920千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更等

平成21年6月29日付で、定款について次の変更をいたしました。

・株券不発行に伴う対応および役付取締役（取締役会長職）追加に伴う変更

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成24年3月末現在 247,369百万円

c. 事業の内容

日本において信託銀行業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

（平成24年3月末日現在）

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
第一生命保険株式会社	210,200	日本において保険業務を営んでおります。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集の取扱い
- (2) 追加設定の申込事務
- (3) 信託契約の一部解約事務
- (4) 受益者に対する一部解約金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益者に対する投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の交付
- (7) その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

第一生命保険株式会社は、委託会社の株式を12,000株（持株比率50.00%）所有しています。

この他に、委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等にロゴ・マークや図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。また目論見書には「目論見書の使用開始日」、「委託会社の金融商品取引業者登録番号」、「金融商品取引法の規定に基づく目論見書である旨」、「投資信託の取引はクーリングオフ適用外である旨」、「請求目論見書の内容やその照会先と請求方法」、「信託財産の管理方法」、「投資信託運用による損益は全て投資家に帰属する旨」、「投資信託の元本は保証されていない旨」等を記載することがあります。
- (2) 目論見書には有価証券届出書の第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し記載することがあります。第二部「ファンド情報」第1 ファンドの状況 5 運用状況 には、参考情報として 基準価額・純資産の推移 分配の推移 主要な資産の状況 年間収益率の推移等（ベンチマークを含む）を記載することがあります。（表示されるデータは適宜更新されます。）
- (3) 請求目論見書の巻末に用語説明を掲載する場合があります。
なお、請求目論見書の巻末に信託約款を掲載し参照することで、有価証券届出書の内容の記載とすることがあります。
- (4) ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載に従い記載することがあります。
- (5) 交付目論見書の「お申込みメモ」に以下の内容を記載することがあります。
基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。
もしくは、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。
（委託会社の略称：D I A M、
D I A M D C 8 資産バランスファンド（新興国10）の略称：D C 宝船10
D I A M D C 8 資産バランスファンド（新興国20）の略称：D C 宝船20
D I A M D C 8 資産バランスファンド（新興国30）の略称：D C 宝船30）

独立監査人の監査報告書

平成24年6月8日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山内 正彦 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浅野 功 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤 敏弘 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。